

# 「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査」 記入要領(令和6年度実施調査用)

本調査は市町村等における高齢者虐待防止法に基づく対応状況について把握するためのものです。調査票は、A～E 票の 5 種類から構成されています。以降の内容に留意してご回答ください。

## ※注意※

- 回答にあたっては、本記入要領の必要箇所をよく確認し、回答の誤りや記入漏れ等のないようにしてください。回答に誤りが生じやすい箇所については、太字もしくは赤字・赤枠で表示していますので、特に注意して回答してください。

**※日付に関する誤りが大変多くなっております。正しい入力にご協力ください。**

特に、下記の点に誤りがないよう、よくご確認ください。

- **年度の誤り**(「月日」のみ入力すると、自動的に入力時の「年」になってしまうため、当該事例への対応時の年度を入力してください。)
- **日付の前後関係の誤り**(原則として、相談・通報受理日⇒事実確認調査の開始日⇒虐待の事実が確認された日(虐待判断日)⇒対応終結日の順になるようにしてください。※同日可)
- **調査対象年度以降分の入力**(調査対象年度末日までの状況を回答してください。)

- 本記入要領は、以下のように構成されています。次ページからの「調査の概要」を必ずお読みいただき、その後必要な箇所を参照しながら回答を始めるようにしてください。

### 【記入要領の構成】

- 調査の概要(p.3～) ←※必ずお読みください。
- A 票・D 票について(p.5～)
- B 票(附 B 票)について(p.8～)
- C 票について(p.21～)
- E 票について(p.35～)
- FAQ(よくある質問)(p.39～)
- 回答行を追加・削除したいとき(p.42～)

- 今回の調査では、調査票B票・附B票(養介護施設従事者等による高齢者虐待関係)において、以下のよう  
に調査項目を見直しています。ご注意の上、必要に応じて本記入要領の該当箇所をご参照ください。

### 【B票】

- 事実確認の実施方法を回答する項目を追加(市町村:問3、都道府県:問5)…p.11・p.13
- 虐待が確認された施設等における取組状況(問6)に項目を追加…p.14
- 虐待が確認された施設等への対応内容に関する質問項目順序を変更(問7～問9)…p.18～19
- 権限行使に関する質問項目(問7・問8)の回答条件を変更…p.19
- 虐待に該当する身体拘束があった場合の「身体拘束廃止未実施減算」記載の依頼(問8)…p.19

### 【附B票】

- 具体的な虐待の内容(附3)に記載が望まれる事項の説明を変更・例示を追加…p.16

■ 前回調査様式による回答データは、都道府県側で正しく集約することができません。前回様式ですでに回答されている場合は、変換プログラム(様式更新プログラム)を用意していますので、ご使用ください(調査開始時に都道府県へ送信)。

■ 回答は、エクセルファイル上で行います。回答入力にあたって、以下のような操作を行うと、正常なデータが得られない場合がありますのでご注意ください。

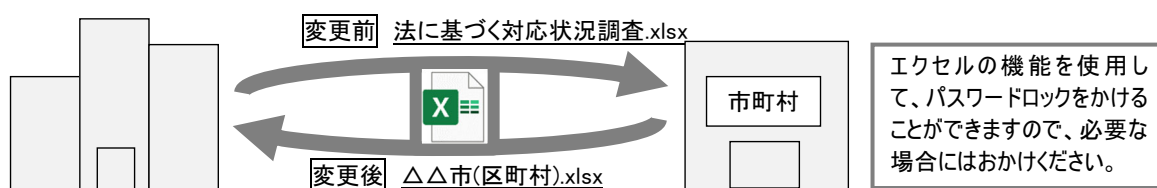
入力上の  
禁忌事項

- 「シートの保護」を解除した状態での入力(不正入力が防げなくなります)
- ドラッグ&ドロップ(正常な回答データが得られず、エラーチェックも正常に行われなくなります)
- プルダウンメニューから選択する設問での**選択肢以外の回答**(集計が正常に行えなくなります)
- 「回答行を追加・削除したいとき」(p.42～)以外の方法による**回答行の追加・削除**(回答データのエラーチェックが正常に行われなくなります)
- 個々のワークシート名の変更(都道府県に提出した際、正常にデータが集約できなくなります)

## 調査の概要(※必ず確認してください)

### ■ 回答方法

- 都道府県からエクセルファイルの調査票を送付しますので、ワークシートにデータを直接入力し、保存したファイルを都道府県に提出してください。紙媒体での提出は不要です。
- 都道府県からは「法に基づく対応状況調査.xlsx」というファイル名で送付しますから、回答後は「△△市.xlsx」というように名前を変更して送付してください。



- 調査票には「表紙」シートがあり、回答の流れが示されているとともに、回答漏れ等を確認できます。  
回答にあたっては、「表紙」シートから始め、回答終了後に再度確認するようにしてください。このシートに「NG」が表示されていない状態にして、都道府県へ提出してください。ただし、B票で市町村が回答不能な項目がある場合は「要確認」と表示されますので、そのまま提出してください。
- 対応事例（個人）ごとに回答するのは、B票（養介護施設従事者等による虐待）とその附票、C票（養護者による虐待）、及びE票（虐待等による死亡事例）です。これらの調査票では、1事例（個人）ごとに1行ずつ使用して回答を行います。左から右へ画面をスクロールさせ、順次質問へ回答してください。
- 回答箇所以外（グレー表示・非表示部分やセルの結合、行・列の並び順等）は改変しないでください。
- 文字入力の項目については、すべて画面上に表示されていなくても、データが入っていれば構いません。
- 回答は、ほとんどがプルダウンによる選択方式です。該当する選択肢をプルダウンから選んでください。  
選択肢の文章が長いものは枠外に全文を記載していますので、参考にしてください。
- 数値を入力する際には、必ず半角で行ってください。
- 質問項目ごとに関係する質問項目との整合性を確認するエラーチェック欄（黄色い列）があります。回答エラーがあった場合、ここにその内容が表示されますので、本記入要領を参考に回答データを修正してください。全項目のエラーが消える状態にして回答を終えてください。

#### <回答書式の例>

| 整理情報 |     |        |          | 整理番号<br>【再掲】 | a) 身体的虐待 |       |       |      | b) 心理的虐待 | c) 性的虐待 | d) 経済的虐待 | 2) 具体的な虐待の内容<br>(記入)        | 3) 虐待の深刻度<br>(複数名で判断した場合のみ回答) | エラーチェック<br>(虐待事例の場合のみ回答) |
|------|-----|--------|----------|--------------|----------|-------|-------|------|----------|---------|----------|-----------------------------|-------------------------------|--------------------------|
| 都道府県 | 市町村 | 市町村コード | 1) 虐待の有無 |              | 身体的虐待    | 放棄、放任 | 心理的虐待 | 性的虐待 |          |         |          |                             |                               |                          |
| ■県   | ●市  | 123456 | 1        | 1            | 有        |       |       | 有    |          |         |          | 2(強制行為・乱暴な扱い、口(暴言・威圧・恫喝・脅迫) | 2(中度)                         | 虐待判断事例のみ回答               |
| ■県   | ●市  | 123456 | 2        | 2            |          |       |       |      |          |         |          | 4(最重度)                      | 3(重度)                         |                          |
| ■県   | ●市  | 123456 | 3        | 3            |          |       |       |      |          |         |          | 2(中度)                       | 2(中度)                         |                          |
| ■県   | ●市  | 1234   | 4        | 4            |          |       |       |      |          |         |          | 1(軽度)                       | 1(軽度)                         |                          |

文字入力をする場合、画面上に入力したデータが、すべて表示されていなくても構いません。

エラーチェック欄があります。表示されたコメントを参考に修正してください。

グレーの欄は自動で表示されます。入力不要です。

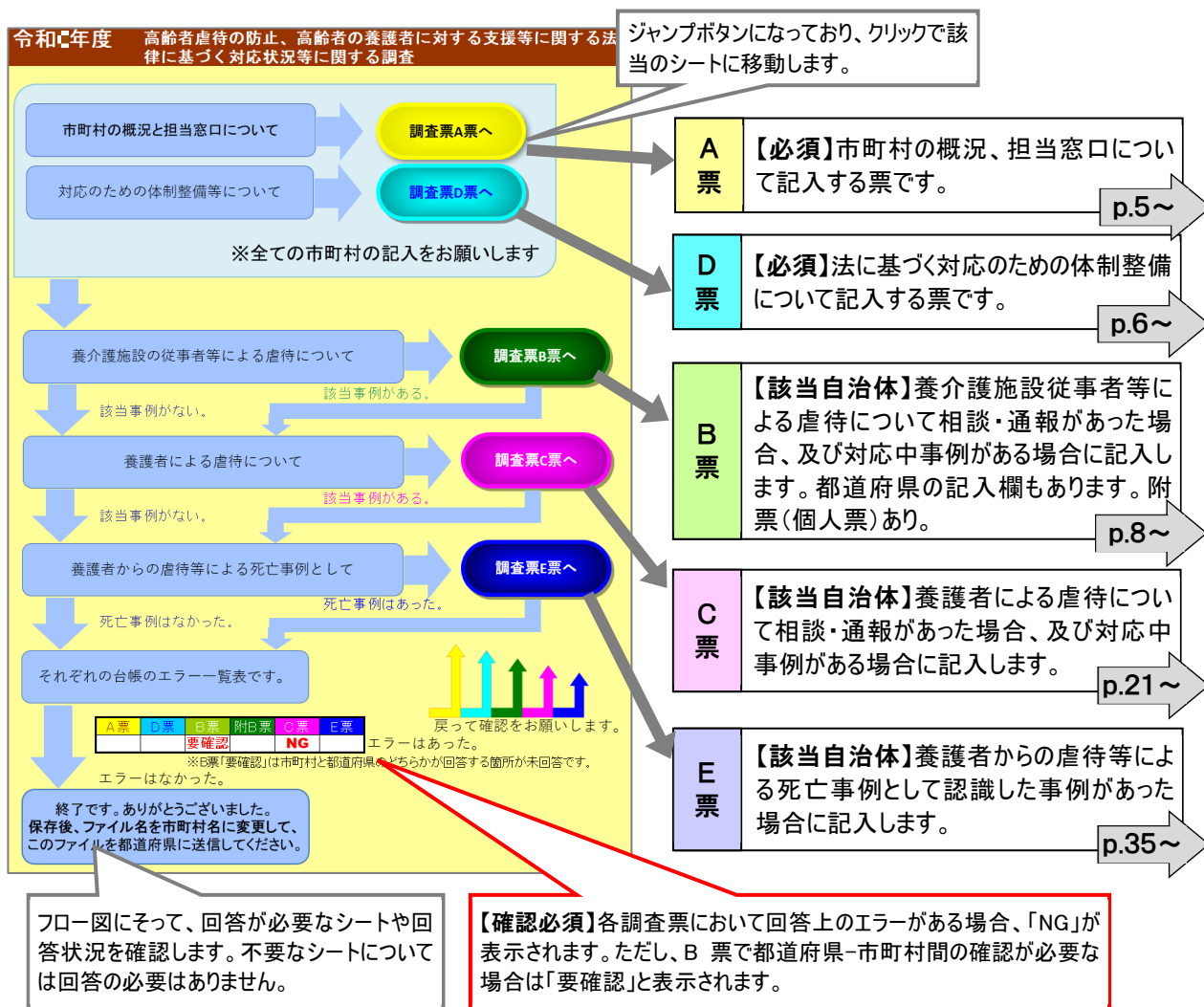
ほとんどがプルダウンによる入力形式です。プルダウンの中からあてはまるものを選択してください。

## ■「表紙」シートについて

○「表紙」シートからフロー図にそって、回答手順をたどることができます。

○下図に本記入要領における該当ページを示していますので、必要箇所を確認してから回答を行ってください。

○B票・C票・E票は、該当する事例がない場合、回答する必要はありません。



## ■ 集計結果の確認

○回答が終わると、「B票集計」「C票集計」シートに、集計結果が表示されます。集計結果は図表化されており、当省が本調査をもとに全国の状態を公表する際の形式に準じています。

○別添「調査結果の分析・活用方法」を参照しながら、集計結果を活用してください。

## A票・D票について(必須回答)

### ■ A票について

A票は、貴市町村の概況、高齢者虐待防止の対応窓口等を把握するための調査票です。

#### 【問】市町村の概況と担当窓口等について

- 赤枠内に回答してください。
- 「市町村コード」は、都道府県で回答を集約する際のエラーを防止するために使用しますので、入力してください。
- 2) および3) は調査対象年度末の推計人口の数値を入力してください。
- 「4) 地域包括支援センターの運営の状況」では、「直営」「委託」の別に、「設置数」を回答してください。このとき、サブセンター及びブランチ施設を除いた設置数を入力してください。
- 5) では、委託の状況が各地域包括支援センターにより異なる場合、すなわち、例えば、ある業務について、ある地域包括支援センターには委託しているがその他の地域包括支援センターには委託していない場合、「1. 委託あり」と回答してください。

| 市町村における高齢者虐待防止法に基づく状況等に関する調査票(A票) |                                    |              |        |            |      |
|-----------------------------------|------------------------------------|--------------|--------|------------|------|
| <div>表紙に戻る</div>                  |                                    |              |        |            |      |
| 記入者                               | 所属課                                | ●●市高齢福祉課     |        |            |      |
|                                   | 氏名                                 | 調査 太郎        |        |            |      |
|                                   | 連絡先電話番号                            | 012-345-6789 |        |            |      |
|                                   | メールアドレス                            | test@test.jp |        |            |      |
| 調査年度                              |                                    | 令和6年度        | 調査対象年度 | 令和5年度      |      |
| 問 市町村の概況と対応担当窓口について               |                                    |              |        |            |      |
| 1-1) 市町村名                         | ●●市                                | 市町村コード       | 123456 | 1-2) 都道府県名 | ■■県  |
| 2) 市町村の人口                         | 100000 人 (令和5年3月31日現在)             |              |        |            |      |
| 3) 市町村の65歳以上人口                    | 30000 人 (令和5年3月31日現在)              |              |        |            |      |
| 4) 地域包括支援センターの運営の状況 (調査対象年度末現在)   | a) 直営                              |              |        |            | 1 箇所 |
|                                   | b) 委託                              |              |        |            | 3 箇所 |
| 5) 地域包括支援センターへの事務委託状況             | a) 相談、指導及び助言                       | 1委託あり 0委託なし  |        |            | 1    |
|                                   | b) 通報または届出の受理                      | 1委託あり 0委託なし  |        |            | 1    |
|                                   | c) 高齢者の安全の確認、通報または届出にかかる事実確認のための措置 | 1委託あり 0委託なし  |        |            |      |
|                                   | d) 養護者の負担軽減のための措置                  | 1委託あり 0委託なし  |        |            |      |
| ※4)が a)直営のみ の場合はすべて 0 を選択         |                                    |              |        |            |      |
| 6) 担当窓口がある部・課等の名称、連絡先等            | a) 名称                              | ●●市高齢福祉課○○係  |        |            |      |
|                                   | b) 電話                              | 012-345-6789 |        |            |      |
|                                   | c) FAX                             | 012-345-9999 |        |            |      |
| OK すべて記入されました                     |                                    |              |        |            |      |

調査対象年度末の推計人口の数値を記入してください。

地域包括支援センターの運営の状況は、サブセンター及びブランチ施設を除いた、「設置数」を記入してください。

地域包括支援センターの事務委託状況に関して、一部の業務について、委託している場合と直営が混在している場合は「1. 委託あり」と記入してください。

すべての記入欄が埋まると、「OK すべて記入されました」という表示になります。

## ■ D票について

D票は、貴市町村における、高齢者虐待防止法に基づく対応の体制整備について報告する調査票です。

### 【取り組みの有無】

調査対象年度末の状況について、該当する選択肢（0 または 1）をどちらか選び、必要事項を入力してください。なお、各問について、回答の判断に迷う場合は、下の表を確認してください。

#### D 票各問の回答のめやす

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【問1】窓口の周知(調査対象年度内)</b><br>○調査対象年度内に <u>養護者による</u> 高齢者虐待に関する窓口の周知を行った場合（自治体のホームページ等に窓口を継続して掲載している場合を含む）、 <b>「1.実施済み」</b> を選択してください。                                                                                                                                                                                                              |
| <b>【問2～問5】高齢者虐待の研修・周知(調査対象年度内)</b><br>○調査対象年度内に <u>養護者による</u> 高齢者虐待に関する研修・周知を行った場合のみ、 <b>「1.実施済み」</b> を選択してください。<br>○単独の研修、周知会等でなく、他の認知症、権利擁護、成年後見の研修、周知にあわせて行う場合でも該当することとします。また、研修は当該市町村が行う場合以外の、都道府県や関係団体の行う研修に職員を参加させることも含まれるものとします。                                                                                                            |
| <b>【問6】マニュアル</b><br>○ <u>養護者による</u> 高齢者虐待対応マニュアルについて、各自治体で作成したものに限らず、都道府県等他団体のマニュアルを活用している場合も <b>「1.実施済み」</b> としてください。また、名称に関わらず高齢者虐待の対応方法、手順・判断基準などを整理して示したものは該当することとします。                                                                                                                                                                         |
| <b>【問7～問9】ネットワークの構築</b><br>○新たに高齢者虐待のためのネットワークを構築する場合以外に、各市町村が既存の高齢者ケア会議、認知症関連ネットワーク、災害時要援護者ネットワーク等の組織やネットワークを活用して、高齢者虐待の対応を行うこととした場合も含むものとします。この場合、 <u>それぞれの質問のネットワークについて、厚生労働省省マニュアルで示したすべての機関が参加していない場合にあっても、「その機能を当該組織が果たしているかどうか」を個別に判断して、回答してください。</u><br>※ネットワークは、様々な形で運営されています。詳しくは『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』（厚生労働省マニュアル）を参照してください。 |
| <b>【問10～問15】市町村組織の体制強化、警察等関係機関との協議</b><br>○公式な場における協議、調整のみでなく、担当者間のものであっても、具体的な手順等の取り決めができている場合は <b>「1. 既に取り組んでいる」「1.実施済み」</b> とします。                                                                                                                                                                                                               |
| <b>【問16】養護者に対する支援</b><br>○虐待を行った養護者に対して、市町村独自の取組として相談・指導などを行っている場合は <b>「1.既に取り組んでいる」</b> とします。                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <b>【問17】介護等の自己放棄者に対する支援</b><br>○自ら福祉サービス等を放棄している者（いわゆるセルフ・ネグレクト）に対する権利擁護のため、市町村独自の取組としてその早期発見への取組や相談等を行っている場合は <b>「1.既に取り組んでいる」</b> とします。                                                                                                                                                                                                          |
| <b>【問18】終結した虐待事案の事後検証について</b><br>○市町村の取組として、終結事案に関する事後検証を行っている場合は <b>「1. 実施している」</b> とします。                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <b>【問19～26】養介護施設従事者等による高齢者虐待対応</b><br>○ <u>養介護施設従事者等による</u> 高齢者虐待対応に関して、利用者や家族、地域住民等に対する周知・啓発、施設・事業所への研修や虐待防止取組状況の把握、対応マニュアル等の活用、関係部署との苦情相談等の共有、専門職等から支援を受けられる体制等の取組について、令和4年度実施調査時に新設した質問です。該当する場合は <b>「1.実施済み」</b> とします。                                                                                                                         |

## 【実施・未実施の具体的な状況】

下記の取組項目 4 グループについて、実施済のものについてはその具体的方法を、未実施のものについてはその理由や今後の予定等を回答してください。

|                     |
|---------------------|
| 問 1～問 6(広報・普及啓発関係)  |
| 問 7～問 9(ネットワーク関係)   |
| 問 10～問 15(行政機関連携関係) |
| 問 16～問 18(相談・支援関係)  |

|                                                                                                                                                                                                                                                     |                                              |                                            |                                                      |                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 広報・普及啓発                                                                                                                                                                                                                                             | 問1                                           | 高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（調査対象年度中）           | 1 実施済み<br>0 未実施                                      | 「1」「0」どちらか一方を選択してください。                    |
|                                                                                                                                                                                                                                                     | 問2                                           | 地域包括支援センター等の関係者へ高齢者虐待に関する研修（調査対象年度中）       | 1 実施済み<br>0 未実施                                      |                                           |
|                                                                                                                                                                                                                                                     | 問3                                           | 高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動（調査対象年度中） | 1 実施済み<br>0 未実施                                      |                                           |
|                                                                                                                                                                                                                                                     | 問4                                           | 居宅介護サービス事業者に高齢者虐待防止法について周知（調査対象年度中）        | 1 実施済み<br>0 未実施                                      |                                           |
|                                                                                                                                                                                                                                                     | 問5                                           | 介護保険施設に高齢者虐待防止法について周知（調査対象年度中）             | 1 実施済み<br>0 未実施                                      |                                           |
|                                                                                                                                                                                                                                                     | 問6                                           | 独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成           | 1 実施済み<br>0 未実施                                      |                                           |
|                                                                                                                                                                                                                                                     | 問1～問6に関して、実施済みについてはその具体的方法を、未実施についてはその理由等を回答 |                                            | 取組項目のグループごとに、実施済の場合の具体的方法・未実施の場合の理由や今後の予定等を入力してください。 |                                           |
|                                                                                                                                                                                                                                                     |                                              |                                            |                                                      |                                           |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 400px; height: 20px;"></div> </div> |                                              |                                            |                                                      | すべての必須記入欄が埋まると、「OK すべて記入されました」という表示になります。 |
| OK すべて記入されました                                                                                                                                                                                                                                       |                                              |                                            |                                                      |                                           |

## B票について(附B票を含む)

B票(及び附B票)は、「養介護施設従事者等による高齢者虐待(虐待を受けていると思われる場合も含む)」についての対応状況等を把握するための調査票です。

以下に示す、基本的な入力の手組を確認してから回答を始めてください。

### 基本的な回答入力の手組

- 通報等を受け付けた事例ごとに回答します(B票)。
- 虐待の事実が確認された事例については、さらに被虐待者・虐待者の情報を、附票において個別に回答します(附B票)。
- 都道府県で対応や情報の集約を行った内容は、事例が発生した市町村の回答(当該市町村から提出されたファイル)上に都道府県が追加していきます。

質問項目に対し「その他」、「不明」を選択した際には、『「その他」の具体的内容』、「不明の理由」が必要になる場合がほとんどです。回答すべき内容が漏れていないか確認をお願いします。また、「その他」に入力した内容が既に選択肢として用意されている場合があります。選択肢を十分に検討した上で入力してください。

※回答欄冒頭の列に、自治体独自の管理用の番号等を入力できる欄があります。都道府県及び厚生労働省における集計には使用しない(影響しない)欄ですので、適宜ご使用ください。

## 回答対象となる事例(要確認)

### 【対応時期】

○ 下記の事例はすべて本調査の回答対象です。b)cは調査対象年度以前の状況も省かず回答してください。

| 対応時期(問1)                                                                                                                                                                                                     | それ以前 | 調査対象年度 4/1～3/31 | それ以降 |                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------|------|---------------------------------|
| a) 本調査対象年度内に、相談・通報等を受理した事例                                                                                                                                                                                   |      |                 |      | ※a) c)のいずれも、虐待対応が翌年度にまたがる事例を含む。 |
| b) 対象年度以前に相談・通報等を受理し、事実確認(虐待有無の判断)が対象年度となった事例<br>① 事実確認調査を対象年度において初めて実施した事例<br>② 以前に事実確認調査を行った結果が「虐待の判断に至らなかった」事例で、対象年度において新たに事実確認調査を実施し、新たな結果が得られた事例<br>※事実確認調査が対象年度以前から開始され、虐待の有無の判断が対象年度となった場合も、ここに含まれます。 |      |                 |      |                                 |
| c) 対象年度以前に通報受理・事実確認(虐待有無の判断)をした虐待事例で、対応が対象年度となった事例<br>① 何らかの対応を対象年度において初めて実施した事例<br>② 以前に対応を開始しているが、対応が終結せず、新たな対応を行った事例<br>③ 以前に対応を開始しているが、対応が終結せず、かつ同様の対応が継続している事例                                          |      |                 |      |                                 |

※図の点線は、事実確認の結果虐待ではないと判断した／判断に至らなかった事例を含むことを指す。

【高齢者】

○65 歳以上+65 歳未満で養介護施設・事業所を利用する障害者とします。65 歳未満の障害者については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行により平成 24 年 10 月より高齢者虐待防止法及び本調査の対象としています。

【養介護施設従事者等】

○法が示す通り、老人福祉法もしくは介護保険法に規定する「養介護施設」「養介護事業」の業務に従事する者のみを「養介護施設従事者等」といい、それ以外は本調査の対象外となります。回答対象として計上しないでください。ただし、未届有料老人ホーム等の、本来「養介護施設」「養介護事業」とみなされる施設等におけるものは「養介護施設従事者等」の範囲に含めます。

※上に示す「養介護施設従事者等」に該当しない場合で、C 票対象事例（養護者）として取り扱うべき事例は、C 票で回答してください（C 票の続柄等は「その他」で具体的内容を入力）。

【相談及び通報・届出】

○本調査での「相談」には、法が示す「通報」もしくは「届出」に該当するもの（内容に虐待を受けたと『思われる』高齢者の発見に関する一定の事実が含まれると考えられるもの）を計上してください。また「通報」には法が示す被虐待者本人による「届出」が含まれます。なお、相談・通報には、上記の内容を満たすものであれば、事実確認調査の結果、虐待とは判断されなかったものも含まれることに注意してください。

■ B票問1～問6

※前ページ「回答対象となる事例」の「対応時期」に示した事例すべてについて回答します。

【問1】 相談通報受理日・時期・自治体

- 都道府県が直接相談・通報を受理した事例についても回答してください（都道府県が回答）。
- 「1）相談・通報受理日」は調査対象年度以前の日付が入力されることもあります（調査対象年度以前にも相談・通報があった場合）。なお、日付は「2023/04/01」「r5/4/1」（いずれも半角英数字）等の日付入力形式でのみ入力できます（入力後、西暦表示されます。**月日のみを入力すると入力時点での西暦年が表示されますのでご注意ください。**以降の期日回答部分も同じ）。**また、以降の設問との間で、日付の前後関係が矛盾しないよう留意してください。**
- 「3）通報受理自治体」は当初受理した自治体を回答します。その際、都道府県へ直接通報等があったが、市町村へも通報等があった、もしくは都道府県が市町村へ連絡し市町村が主体となって初動対応を行った等の状況があり、市町村から都道府県へ報告した事例は「市町村が受理」として回答してください。

| 問1 相談通報受理日・時期・自治体 |                                    |           | 都道府県へ直接通報等があったが、市町村へも通報等があった、もしくは都道府県が市町村へ連絡し市町村が主体となって初動対応を行った等の状況があり、市町村から都道府県へ報告した事例は「市町村が受理」として回答してください。 |
|-------------------|------------------------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1)相談・通報受理日        | 2)対応時期                             | 3)通報受理自治体 |                                                                                                              |
| 2023/4/1          | a)本調査対象年度内に、通報等を受理した事例             | 市町村が受理    |                                                                                                              |
| 2023/3/31         | b)対象年度以前に通報等を受理し、事実確認調査が対象年度となった事例 | 市町村が受理    |                                                                                                              |
| 2021/8/30         | c)対象年度以前に通報受理・事実確認調査した虐待事例であった事例   | 都道府県が直接受理 |                                                                                                              |

入力形式・他設問との前後関係に注意

調査対象年度以前に相談・通報の受理や事実確認を行った事例であっても、対応や事実確認が対象年度となった場合は回答対象です。

## 【問2】 相談・通報者(重複可)

- 都道府県が直接相談・通報を受理した事例についても回答してください(都道府県が回答)。
- 相談・通報を行った者について、該当する区分を選び、人数を回答してください。
- 複数の者から相談・通報があった場合は、該当するすべての区分に人数を回答してください。
- 「n」その他に該当する場合は、人数を入力するとともに、右隣の記入欄に具体的な通報者の属性(職種、団体名等)を最大3件まで入力してください。
- 「医療機関従事者」とは、当該施設外の医療機関に属する者で、医師を含みます。
- 当初都道府県へ通報等があったものの、都道府県は市町村へ連絡し、市町村が主体となって初動対応を行った事例においては、「1)都道府県から連絡」を選択してください。

※各区分で5人を超える場合は、当該区分で「5人」としたうえで、超える人数を「その他」で選択し、具体的内容の詳細を回答します。

※当該市町村行政職員が通報等によらず、直接事案を把握した場合については、「n」その他を選択し、具体的内容欄にその旨を記載してください。

- 「2)相談・通報が寄せられた施設・事業所のサービス種別」では、相談・通報のあった施設・サービス種別を選択してください。施設・サービス種別は、次に示す表を参照してください。なお、「その他」は例外的なものであり、通報時に届出がない有料老人ホーム等の無届施設を養介護施設・事業所とみなした場合や、複数のサービス種別にまたがる場合等が該当します(具体的内容を記入)。ただし、「サービス付き高齢者向け住宅のうち有料老人ホームに相当するもの」は、下記「有料老人ホーム」として回答してください(次ページの説明も参照のこと)。

- 2)の選択肢中、「有料老人ホーム」は、「[住宅型] 有料老人ホーム」「[介護付き] 有料老人ホーム」の2区分から該当する方を選択してください。

## ※施設・事業所のサービス種別の分類

| 調査票上の選択肢        | 選択肢に該当するサービス種別                                                                                   |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特別養護老人ホーム       | ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)<br>・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護                                                    |
| 介護老人保健施設        | ・介護老人保健施設                                                                                        |
| 介護医療院・介護療養型医療施設 | ・介護医療院<br>・介護療養型医療施設                                                                             |
| 認知症対応型共同生活介護    | ・認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合サービス福祉事業<br>・認知症対応型共同生活介護                                                   |
| [住宅型] 有料老人ホーム   | ・有料老人ホーム(住宅型、介護付きの別を選択。「特定施設」は29年度調査より削除)<br>※サービス付き高齢者向け住宅のうち有料老人ホームに相当するものは、様態に応じていずれかを選択。     |
| [介護付き] 有料老人ホーム  |                                                                                                  |
| 小規模多機能型居宅介護等    | ・小規模多機能型居宅介護事業・小規模多機能型居宅介護・複合型サービス                                                               |
| 軽費老人ホーム         | ・軽費老人ホーム                                                                                         |
| 養護老人ホーム         | ・養護老人ホーム                                                                                         |
| 短期入所施設          | ・老人短期入所事業・老人短期入所施設・短期入所生活介護・短期入所療養介護                                                             |
| 訪問介護等           | ・老人居宅介護事業・訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護<br>・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・福祉用具貸与・特定福祉用具販売<br>・定期巡回・随時対応型訪問介護・夜間対応型訪問介護 |
| 通所介護等           | ・老人デイサービス事業・老人デイサービスセンター・通所介護<br>・通所リハビリテーション・認知症対応型通所介護・老人福祉センター                                |
| 居宅介護支援等         | ・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・老人介護支援センター                                                                 |

| 調査票上の選択肢 | 選択肢に該当するサービス種別                                                                                                                                                           |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・無届施設等を養介護施設・事業所とみなした場合(未届の有料老人ホーム等)</li> <li>※本ページ下部の表も併せて確認のこと。</li> <li>・複数のサービス種別にまたがる場合</li> <li>・介護予防・生活支援サービス事業</li> </ul> |

※有料老人ホームの取り扱い(平成 27 年 3 月全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料より)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①届出によって有料老人ホームとなるわけではない</p> <p>○「届出」がなくても、①入居サービスと②介護等サービス(食事の提供、介護の提供、家事の供与、健康管理のいずれか)を満たしている施設は、老人福祉法上の「有料老人ホーム」である。</p> <p>○従って、未届けの状態であっても、事業者が希望するかどうかに関わらず、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)の規定に則り、有料老人ホームに対する指導監督を行うことが可能。</p>                                                                                                        |
| <p>②入居者の人数は関係ない</p> <p>○以前は「10 人以上」という要件があったが、平成 18 年度の老人福祉法の改正によって撤廃されているので注意が必要である。</p>                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>③サービス提供の一体性に留意</p> <p>○有料老人ホームの要件は、①入居サービスと②介護等サービスの「一体的な提供」が行われていることにあるので、①の事業者と②の事業者が別々であっても、両者に委託関係があったり、経営上の一体性が認められたりする施設については、有料老人ホームに該当する。</p> <p>○なお、複数の法人が協同して一体的な経営を行っている場合については、必ずしも特定の一の法人を「設置者」として扱わなければならないものではなく、複数の法人がいずれも「設置者」に該当するものとして扱い、事業内容に改善の必要がある場合などは、改善に係る指導の内容に応じて、適宜、個別の法人において対応を図るように求めることが適切である。</p> |

### 【問3】市町村における事実確認調査状況(※市町村が回答)

- 市町村が単独または都道府県と合同で行った事実確認調査の状況について回答してください。問 1 の「3) 通報受理自治体」が「都道府県が直接受理」であった場合、問 3 への回答は不要です。
- 「1) 事実確認調査の有無」で「当初より都道府県と共同で実施」とは、「通報経路として都道府県からの連絡があった、当初より都道府県と一体的に早急な対応が必要と考えられた等の経緯により、初回の事実確認の段階から都道府県と共同して動いている場合」を指します。以下のようなケースは該当しません。

|                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【例 1】施設・事業所の協力が得られないなどの理由で、調査には取り掛かったが十分な事実確認が行えず、都道府県と共同での調査を依頼した事例<br/>(→「虐待の事実の判断に至らなかった事例」で「都道府県へ調査を依頼」した事例)</p> |
| <p>【例 2】実質的に事実確認調査には着手できておらず、市町村単独での調査を断念し、都道府県と共同での調査を依頼した事例<br/>(→事実確認調査を「実施していない」事例で「都道府県へ調査を依頼」した事例)</p>            |

- 「1) 事実確認調査の有無」を回答した後、事実確認調査を行った場合は「1-3) 事実確認調査を行った結果」を、事実確認調査がなかった場合は「1-4) 事実確認調査を行っていない理由」を回答します。
- 「1-2) 事実確認の方法」は、今回新設した項目です。「a) 監査(立入検査等)」「b) 運営指導(介護保険法第 23 条・24 条)」「c) 高齢者虐待防止法第 24 条に老人福祉法第 5 条の 4 を併用した調査協力依頼」のそれぞれについて、実施の有無を選択してください(例えば、調査協力依頼により事実確認を行った後に監査を実施した場合は、「a」「c」の両方で「有」を選択します)。ただし、「a」～「c」がすべて「無」となることは想定しておりませんので、ご注意ください(高齢者虐待防止法の趣旨に基づき、老人福祉法の規定も確認の上で行った任意の調査協力依頼は「c」に該当します)。なお、調査対象年度以前に事実確認を行っている事例でこれらの実施の有無がわからない場合は、「不明」を選択してください。

○「1-4) 事実確認調査を行っていない理由」のうち、「都道府県へ事実確認調査を依頼」は、相談・通報を受理した後、市町村単独では事実確認調査を行わず、都道府県へ事実確認調査を依頼した例の場合に選択してください。

○事実確認調査を行った結果のうち「c) 虐待の事実の判断に至らなかった」には、「サービス提供上なんらかの問題があるが、虐待の事実は確認できなかった場合」や「虐待と思われるが、施設や事業所の協力が得られないなどの理由により、現在までの調査では事実確認ができていない事例で、今後都道府県と共同して事実確認調査を行うこととした場合」などが該当します。

※「c) 虐待の事実の判断に至らなかった」を選択した場合は、その理由を記入してください。

※「事実確認」～「虐待の有無の判断」が年度をまたぎ、「虐待の有無の判断」を令和6年度に行った場合、問3の1-3)は今回調査では「c) 虐待の事実の判断に至らなかった」を選択してください。

#### 【問4】 都道府県への報告状況(※市町村が回答)

○市町村による都道府県への報告状況を把握するための質問です。

○グレーで表示されているセルは、自動で表示される集計用の項目で、以下のように表示されます。

|                             |                                                                                                       |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1) 虐待の事実が認められた事例→           | 問3の「1-3) 事実確認調査を行った結果」において「虐待の事実が認められた」場合に「該当」となります。                                                  |
| 2) 都道府県と共同して事実確認を行う必要がある事例→ | 「2-1) 市町村で調査を行ったが虐待の事実の判断に至らず、都道府県に調査を依頼」または「2-2) 市町村単独で事実確認調査ができず、都道府県に調査を依頼」が「該当」であった場合に、「該当」となります。 |

○問3の「1-3) 事実確認調査を行った結果」が「c) 虐待の事実の判断に至らなかった」であった場合、問4の「2-1) 市町村で調査を行ったが虐待の事実の判断に至らず、都道府県に調査を依頼」に該当するかどうか、必ず回答してください。

(問3)

- 1) で事実確認調査を行った場合 → 1-3) 事実確認調査を行った結果
  - 1) で事実確認調査を行わなかった場合 → 1-4) 事実確認調査を行っていない理由のどちらか一方を回答します。
- 問1で通報受理自治体が「都道府県が直接受理」であった場合は回答不要です。

| 問3 市町村における事実確認調査状況 |                 |                            |                       |                                       |                    |                                  |                      |
|--------------------|-----------------|----------------------------|-----------------------|---------------------------------------|--------------------|----------------------------------|----------------------|
| 1) 事実確認調査の有無       | 1-1) 事実確認調査の開始日 | 1-2) 事実確認の方法(該当するものを「有」)   |                       |                                       | 1-3) 事実確認調査を行った結果  | 1-4) 事実確認調査を行っていない理由             | ※その他の場合<br>具体的内容(記入) |
|                    |                 | a) 監査(立入検査等): 報告徴収、質問、立入検査 | b) 運営指導(介護保険法第23・24条) | c) 高齢者虐待防止法第24条に老人福祉法第5条の4を併用した調査協力依頼 |                    | ※「c) 虐待の事実の判断に至らなかった」場合の理由(記入)   |                      |
| a) 市町村が単独で実施       | 2023/4/2        | 有                          | 無                     | 無                                     | a) 虐待の事実が認められた     |                                  |                      |
| b) 当初より都道府県と共同で実施  | 2023/5/5        | 無                          | 無                     | 有                                     | c) 虐待の事実の判断に至らなかった | 過去の事案に対する通報であり、事実確認が十分にできなかったため。 |                      |
| c) 実施していない         |                 |                            |                       |                                       |                    | c) 都道府県へ事実確認調査を依頼                |                      |

(問4)

| 問4 都道府県への報告状況(市町村が回答)              |                            |                                         |                                               |
|------------------------------------|----------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 1) 虐待の事実が認められた事例<br>参考(問3.1-2)の回答) | 2) 都道府県と共同して事実確認を行う必要がある事例 | 2-1) 市町村で調査を行ったが虐待の事実の判断に至らず、都道府県に調査を依頼 | 2-2) 市町村単独で事実確認調査ができず、都道府県に調査を依頼 (問3.1-3)の回答) |
| 該当                                 | 非該当                        | 該当                                      | 非該当                                           |
| 非該当                                | 該当                         | 該当                                      | 非該当                                           |
| 該当                                 | 該当                         | 該当                                      | 該当                                            |

問3の1-3)で「虐待の事実の判断に至らなかった」場合は、問4の2-1)に該当するかどうか、必ず回答します。

問4の「1) 虐待の事実が認められた事例」は、問3の1-3)で「a) 虐待の事実が認められた」の場合に「該当」になります。

問4の「2) 都道府県と共同して事実確認を行う必要がある事例」は、問4の2-1)または2-2)が「該当」の場合に「該当」となります。

問4の「2-2) 市町村単独で事実確認調査ができず、都道府県に調査を依頼」は、問3の1-4)で「c) 都道府県へ事実確認調査を依頼」の場合に「該当」になります。

### ※注 意

問5以降の質問では、**市町村で回答不可能な箇所にエラー表示がある場合は、市町村回答の段階では表示を無視してください。**その場合、エラーチェック欄上部及び「表紙」シートに都道府県での確認を促す表示が出ます。回答終了後、そのまま都道府県へ提出してください。

### 【問5】 都道府県における事実確認調査状況(※都道府県が回答)

○次の事例について、都道府県での事実確認状況を把握するための質問です（都道府県で回答します）。

- 1) 市町村から「都道府県と共同して事実確認を行う必要がある」と報告された事例
- 2) 都道府県が直接相談・通報等を受理した事例

○1) 及び 2) における、選択肢「c) 事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例」については、問3の記入要領を確認してください。

○2) における、選択肢「e) 事実確認を行わなかった事例」は、相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待事例ではないと判断し、虐待の事実確認を行わなかった事例等の場合に選択してください。

○「3) 1) もしくは 2) で事実確認を行った場合の形態」では、「3-1) 市町村と共同」と「3-2) 都道府県単独」のいずれかもしくは両方について、「有」を選択してください（異なる形態で複数回実施した場合は重複可）。

(問4)

| 問4 都道府県への報告状況(市町村が回答)             |                           |                                        |                                                |
|-----------------------------------|---------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------|
| 1)虐待の事実が認められた事例<br>参考(問3_1-2)の回答) | 2)都道府県と共同して事実確認を行う必要がある事例 | 2-1)市町村で調査を行ったが虐待の事実の判断に至らず、都道府県に調査を依頼 | 2-2)市町村単独で事実確認調査ができません。都道府県に調査を依頼 (問3_1-3)の回答) |
| 該当                                | 非該当                       |                                        | 非該当                                            |
| 非該当                               | 該当                        | 該当                                     | 非該当                                            |
| 非該当                               | 該当                        |                                        | 該当                                             |

(問1)

| 3)通報受理自治体 |
|-----------|
| 市町村が受理    |
| 市町村が受理    |
| 市町村が受理    |
| 都道府県が直接受理 |

| 問5 都道府県における事実確認調査状況                    |                          |            |            |
|----------------------------------------|--------------------------|------------|------------|
| 1)市町村から「都道府県と共同して事実確認を行う必要がある」と報告された事例 | 2)都道府県が直接相談・通報等を受理した事例   | 3-1)市町村と共同 | 3-2)都道府県単独 |
| a)事実確認調査により虐待の事実が認められた事例               |                          | 有          |            |
| b)事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例           |                          | 有          | 有          |
|                                        | c)事実確認調査により虐待の事実が認められた事例 |            | 有          |

問4の2)において、「都道府県と共同して事実確認を行う必要がある」と報告された事例の場合、問5の1)に回答します。

問1の3)において、「都道府県が直接通報等を受理した事例の場合、問5の2)に回答します。

3)では、事実確認調査の形態について、「3-1) 市町村と共同」と、「3-2) 都道府県単独」の該当する形態で「有」を選択してください。

○「4)事実確認の方法」は、今回で新設した項目で、1)もしくは2)で事実確認を実施したとした場合に回答します。「a)監査（立入検査等）」「b)運営指導（介護保険法第23条・24条）」「c)高齢者虐待防止法第24条に老人福祉法第5条の4を併用した調査協力依頼」のそれぞれについて、実施の有無を選択してください（例えば、調査協力依頼により事実確認を行った後に監査を実施した場合は、「a」「c」の両方で「有」を選択します）。ただし、「a」～「c」がすべて「無」となることは想定しておりませんので、ご注意ください（高齢者虐待防止法の趣旨に基づき、老人福祉法の規定も確認の上で行った任意の調査協力依頼は「c」に該当します）。なお、調査対象年度以前に事実確認を行っている事例でこれらの実施の有無がわからない場合は、「不明」を選択してください。

## 【問6】 虐待事例の概要

○事実確認調査によって得られた、虐待事例の概要を把握するための質問です。通報等の受理主体、事実確認の実施主体に関わらず、虐待の事実が認められた事例のみ回答します。

○虐待の事実が認められた事例には、①問3の1-3)において「虐待の事実が認められた」事例、②問5の1)において「事実確認調査により虐待の事実が認められた事例」、及び③問5の2)において「事実確認調査により虐待の事実が認められた事例」が該当します。

○「2) 虐待があった施設・事業所のサービス種別」の選択肢にどのサービス種別が該当するかについては、10～11 ページに示す「施設・事業所のサービス種別の分類」と同じ選択肢です。

○「3) 虐待対応ケース会議での発生要因の分析」は、虐待対応ケース会議において発生要因の分析を実施したかどうかを確認する質問です。「a)実施した」、「b)実施していない」、「c)その他」(具体的内容を記入)のうち該当するものを選択してください。

○「4\_1) 虐待の発生要因」は、当該事例が発生した要因として考えられた事項について、「職員教育の不足」「従事者の職務上のストレス」などのように、簡潔に記述してください。

また、「4\_2) 運営法人(経営層)の課題」、「4\_3) 組織運営上の課題」、「4\_4) 虐待を行った職員の課題」、「4\_5) 被虐待高齢者の状況」は、虐待の発生要因を詳細に確認する質問です。それぞれの質問に対し、該当する場合は「有」、該当しない場合は「無」のいずれかを選択してください。また、質問項目以外の要因がある場合は「その他」欄を「有」として内容を記載してください。

なお、発生要因について確認できない場合は、「その他」を「有」とし、それ以外の項目を「無」とし、「その他の場合の具体的内容」に発生要因が確認できない理由を具体的に記入してください。

○「5)\_2 当該施設等に対する過去の指導等」については、虐待が発覚する以前に、当該の施設・事業所に対して指導や介護保険法・老人福祉法上の権限行使、減算措置、サービスに関する苦情の受付・対応などを行っていた場合は「有」を選択し、その具体的内容を回答してください。

○「6) 事実確認時における当該施設の虐待防止に関する取組」(今回調査より一部項目追加)は、事実確認調査において確認できた当該施設の虐待防止に関する取組の有無を確認する質問です。6\_1)～5)のそれぞれに対して、「有」、「無」、「不明」のいずれかを選択してください。なお、今回調査より追加したのは、「6\_4)虐待防止に関する指針の整備」及び「6\_5)虐待防止措置を実施するための担当者の配置」です。

○「7) 被虐待者・虐待者の特定」において、「特定できている」とは、被虐待者もしくは虐待者が複数いる際に、その一部の人だけを特定できている場合を含みます。特定できている人の他に不特定の被虐待者・虐待者がいる場合は、記入欄にその旨回答します。附B票(個人票)には特定できている分だけ回答します。

○「被虐待者・虐待者が特定できていない理由」の回答にあたっては、被虐待者もしくは虐待者が「不特定多数である場合」であるか「どの個人かが特定できない状態」であるか等がわかるようにしてください。

虐待の事実が認められた事例のみ回答

| 問6 虐待事例の概要                   |                       |                  |                      | 今回調査より新設         |                 |                       |                                                                                                                     |                                          |
|------------------------------|-----------------------|------------------|----------------------|------------------|-----------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 1)虐待の事実が確認された期日(虐待事例と判断した期日) | 2)虐待があった施設・事業所のサービス種別 | ※その他の場合具体的内容(記入) | 3)虐待対応ケース会議での発生要因の分析 | ※その他の場合具体的内容(記入) | 4_1)虐待の発生要因(記入) | 5)当該施設等に対する過去の指導等     | 6)事実確認時における当該施設の虐待防止に関する取組                                                                                          | 7)被虐待者・虐待者の特定                            |
|                              |                       |                  |                      |                  |                 | 5-1)当該施設等における過去の虐待の有無 | 6-1)管理者の虐待防止に関する研修の受講<br>6-2)職員に対する虐待防止に関する研修の実施<br>6-3)虐待防止委員会の設置<br>6-4)虐待防止に関する指針の整備<br>6-5)虐待防止措置を実施するための担当者の配置 | 7)でb), c), d)の場合、被虐待者・虐待者が特定できていない理由(記入) |

2)は説明文及び10～11ページの表を参照してください。

4-1)は具体的な内容を簡潔に記入。

5-2)が「有」の場合、具体的な内容を簡潔に記入。

7)の「特定」は、一部の人だけを特定した場合を含みます。「特定できていない理由」には、「不特定多数」「どの個人か特定不可」等がわかるように理由を記入してください。

被虐待者または虐待者のどちらか一方でも特定できている場合には、【附B票】個人票に進んで回答してください(次ページ参照)。特定、不特定が混在する場合は、特定できている分を回答します。

## 【附B票】個人票へ(調査対象年度に虐待と判断した事例のみ)

○B票問6の7で被虐待者または被虐待者が一部でも特定できている場合、被虐待者・虐待者の属性、虐待の様態等について回答します。  
「【附B票】個人票へ行く」ボタンをクリックし、附B票へ移動してください。

○B票と突合するため、整理番号(問6右側に表示)を【附B票】個人票の対応する場所に入力してください。

【附B票】個人票へ  
整理番号を転記します。

## ■ 附B票(個人票)

※附B票は、調査対象年度に虐待と判断した事例についてのみ回答してください。

附B票(個人票)は事例に関わった被虐待者や虐待者の属性、虐待の種別などの概要について把握するための質問です。B票は一つの事例ごとに回答しますが、附B票は各事例に関係する個人について回答します。

なお、虐待と判断されなかった事例や、虐待事例でも被虐待者・虐待者両者がまったく特定できない事例(不特定多数の場合を含む)については、附B票に回答する必要はありません(整理番号の転記も不要)。

※「被虐待者」、「虐待者」のいずれかが特定できている場合は、特定できている分の回答が必要になります。特定できていない情報については、以下の例のように、「人数」欄等は記入の必要はありません。

- [例1] 被虐待者が複数いるうちの2人が特定できており、虐待者も複数いるが不特定多数の場合  
 →設問【附1】で被虐待者の人数「2」、虐待者の人数「0(空欄でも可)」とし、被虐待者2人分の回答を【附2】【附3】を入力(附4は不要)
- [例2] 被虐待者は個人としては特定できず、虐待者は複数いるうち1名が特定できている場合  
 →設問【附1】で被虐待者の人数「0(空欄でも可)」、虐待者の人数「1」とし、虐待者1人分の回答を【附4】に入力(附2、附3は不要)

※回答欄冒頭の列に、自治体独自の管理用の番号等を入力できる欄があります。都道府県及び厚生労働省における集計には使用しない(影響しない)欄ですので、適宜ご使用ください。

## 【附1】事例ごとの被虐待者・虐待者数

○本問に回答する前に、本問左側にある「整理番号」欄に、B票問6右側にある整理番号を入力します。被虐待者・虐待者の人数に関わらず、その事例の最初の行にのみ入力します。

○「附1」で「1)被虐待者の人数」と「2)虐待者の人数」を実人数分入力します(「0」でも可)。入力すると、整理番号を入力した欄とは別に、左端の「整理情報」欄(入力できない部分)にもう1つある「整理番号」欄に、被虐待者・虐待者の人数のうち多い人数の行分の整理番号がコピーされます(回答者が入力した欄はそのまま)。「附2」以降の質問には、整理番号がコピーされた行内で回答してください。

○「附1」に続く質問のうち、「附2」「附3」は被虐待者の実人数分、附4は虐待者の実人数分、個人ごと(1人につき1行)に回答します。個人間の順序は任意で、1つの事例に複数人いる場合や複数案件が含まれる場合に、同じ行で被虐待者と虐待者を関連付けたり、重複計上したりする必要はありません。また、両者の人数が異なる場合は、人数が少ない方に空白の行ができますが、回答の必要はありません。

○2例目以降について回答する際には、左端の「整理情報」欄(入力できない部分)に整理番号が表示されていない行から回答を始めてください。

◇B票(附B票)◇

各人数を入力します。いずれかが特定できていない場合、その欄は「0」もしくは空欄としてください。

【B票】問6末尾にある整理番号(参考)を転記します。

(整理番号及び附1)

被虐待者・虐待者の人数を入力すると、回答に必要な行数分「整理情報」欄(入力できない部分)に整理番号がコピーされます。

次の事例は「整理情報」欄の整理番号が表示されていない行から開始します。

| 整理番号 | 行番号 | 自治体独自の管理番号 | 整理番号(記入欄) | 附1 事例ごとの被虐待者・虐待者数(特定できた数) | 1) 被虐待者の人数 | 2) 虐待者の人数 |
|------|-----|------------|-----------|---------------------------|------------|-----------|
| 001  | 1   |            | 001       |                           | 2          | 3         |
| 001  | 2   |            |           |                           |            |           |
| 001  | 3   |            |           |                           |            |           |
| 002  | 4   |            | 002       |                           | 1          | 1         |

(附2以降)

| 整理番号(記入欄)               | 附1 事例ごとの被虐待者・虐待者数(特定できた数) | 附2 被虐待高齢者 | 附4 虐待を行った養介護施設等の従事者 |
|-------------------------|---------------------------|-----------|---------------------|
| 【B票】での整理番号を記入してください(半角) | 1) 被虐待者の人数                | 2) 虐待者の人数 | 1) 性別               |
| 001                     | 2                         | 3         | 女                   |
|                         |                           |           | 男                   |
|                         |                           |           |                     |

例)整理番号「001」の場合、被虐待者の人数=2人、虐待者の人数=3人のため、被虐待高齢者に関する回答(附2・3)は2人分(=2行。3行目は空白)、虐待を行った養介護施設等の従事者に関する回答(附4)は3人分(3行)回答します。

## 【附2】被虐待高齢者、【附3】虐待の種別・類型

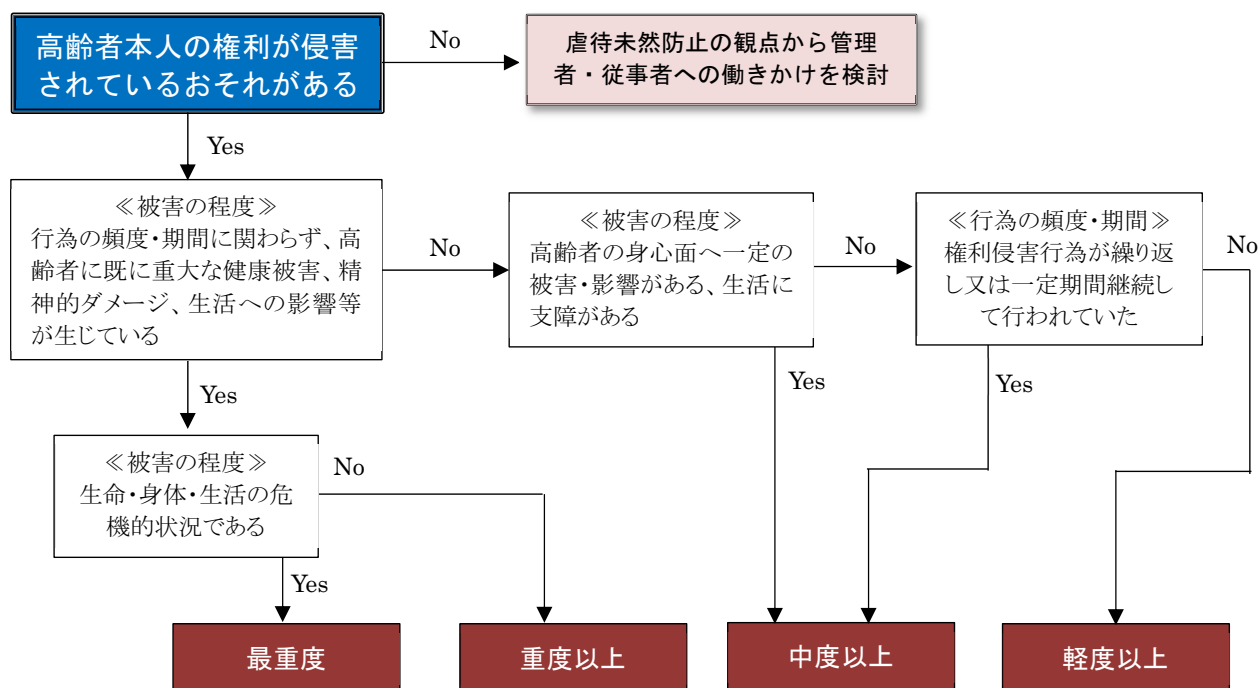
- 「附2」及び「附3」は、被虐待者の状況について、「附1」の「1) 被虐待者の人数」で回答した人数分、特定できている被虐待者個人ごとに回答します。
- 「附2」では、被虐待者の属性について、質問ごとに該当する選択肢を選んでください。
- 「附3」の「1) 虐待の種別」では、確認された虐待行為の種類について、該当するものを選んで回答してください(重複可)。
- 「2) 虐待に該当する身体拘束の有無」では、「緊急やむを得ない場合」に例外的に許容されるものを除いて、身体拘束は原則すべて高齢者虐待に該当するものとして回答します。また、本問が「有」の場合、原則「身体的虐待」に含まれるものとして、その様態に応じ「1) 虐待の種類」で該当するものを選択してください。
- 「3) 具体的な虐待の内容」は、これまでは「虐待行為の具体的な内容について、簡潔に回答してください。」としてきましたが、今回調査では、回答が可能な範囲で、虐待行為の内容(身体拘束が含まれる場合は手段・形態を含む)、発生時間帯、発生場所・状況について回答を記載するようにしてください。この際、下表に示す、記載が望まれる要素の例を参考にしてください。

|       |                                                           |
|-------|-----------------------------------------------------------|
| 発生時間帯 | 例) 早朝(起床前後～朝食)・日中(朝食後～夕食)・夜間(夕食後～起床前)の別、もしくは具体的な時刻(時間帯) 等 |
| 発生場所  | 例) 居室(寝室)内、廊下、風呂場、トイレ、食堂・リビング 等                           |
| 発生状況  | 例) 食事介助中、排泄介助中、入浴介助中、移乗・移動介助や体位変換中、レクリエーション中、送迎中 等        |

- 「4)虐待の深刻度」は、被虐待者が虐待によって被害を受けた程度を示す指標として、令和4年度実施調査時に下記4区分への見直しを行いました。この区分では、虐待による被害の程度とともに、虐待行為の反復性や継続期間等も勘案して判断する形式としています。これは、虐待事案の「早期発見」ができていかどうか(発見までの時間、被害の程度)の評価を行うことを目的としたものです。深刻度区分の判断は、相談・通報受理～事実確認後の段階で、複数名で行うことが適切です。次ページの内容を参考に、複数名で判断した場合のみ回答してください。
- 「5) 被虐待者の死亡の有無」では、被虐待者が当該の虐待により死亡に至った場合、「有」とします。

| 深刻度区分   | 説明                                                                   |
|---------|----------------------------------------------------------------------|
| 1 (軽度)  | 医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。                                   |
| 2 (中度)  | 権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。                           |
| 3 (重度)  | 権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。 |
| 4 (最重度) | 権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。            |

参考 施設従事者による高齢者虐待における虐待の程度（深刻度）計測フロー



深刻度区分の例

|        | 最重度                                                    | 重度以上                                          | 中度以上                                                              | 軽度以上                                                          |
|--------|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 区分の考え方 | 生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況                               | 重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている               | 権利侵害行為が繰り返され、高齢者の心身への被害・影響や生活面で支障が出ている複数の利用者に対する権利侵害行為がある         | 高齢者の意思を無視した行為、介護者の都合によるケア等が行われている、軽度の被害・影響が生じている              |
| 身体     | 生命の危険、重大な後遺症が残るおそれのある行為（重度の火傷、骨折、頭部外傷、首締め、揺さぶり、拘束、服薬等） | 重大な健康被害（生命の危険はない程度の骨折、裂傷、火傷等）                 | 打撲痕、擦過傷、火傷、皮下出血等が複数部位にある、繰り返し発生している、要件を満たさない身体拘束が複数名又は繰り返し行われている等 | 無理やりケアをしたり、行動を制限している、乱暴な対応や扱い、威嚇的行為がある、軽度の打撲痕や擦過傷、火傷等のケガがある   |
| 放棄     | 重篤な健康問題が生じている（重度の低栄養や脱水、褥瘡、肺炎等）、                       | 健康問題が生じている（軽度の脱水、低栄養状態、褥瘡等）、不適切な服薬管理等         | 必要なケアの放置が繰り返し発生している、繰り返しの受傷を放置、複数の利用者へのケアが不十分な状態等                 | 本人の状態像を無視したケア、職員の都合に合わせたケアがなされている、ケアが不十分な状態、ナースコール等の機器が使えない状態 |
| 心理     | 著しい暴言や拒絶的な態度により、精神状態にゆがみが生じている、自傷行為、強い自殺念慮等がある、保護の訴え   | 特定の職員に対して怯えている表情や態度がみられる、恐怖の訴え                | 暴言、威圧的態度、脅迫、無視、嫌がらせ等の行為が繰り返されている、複数の利用者に対して同様の行為がある               | 子ども扱いしたり暴言や威圧的な言葉がけ・態度、高齢者の自立・生活意欲を阻害するケアが行われている              |
| 性的     | 望まない性行為、性感染症に至る、等                                      | わいせつな動画の視聴強要、ベッドでの添い寝などの行為を強要される、入浴時の写真や動画撮影等 | 性的な言葉がけ、必要以上の接触、態度、が繰り返されている、複数利用者に対して同様の行為がある                    | プライバシーを無視した言葉がけ、下着のまま放置したりドアを開けたままでの排泄介助などの行為がある              |
| 経済     | 預貯金や財産等の搾取等により本人の生活が危機的状況にある                           | 預貯金や財産等の搾取等により本人の生活に重大な支障が生じている               | 管理していた預貯金から不正に金銭を搾取、財布やキャッシュカードを窃盗                                | 本人の了承なく年金や預金、財産等を管理されている                                      |

| 附3 虐待の種別・類型 |         |         |        |         |                  |                 |                             |                                      |  |
|-------------|---------|---------|--------|---------|------------------|-----------------|-----------------------------|--------------------------------------|--|
| 1)虐待の種別     |         |         |        |         | 2)虐待に該当する身体拘束の有無 | 3)具体的な虐待の内容(記入) | 4)虐待の深刻度<br>(複数で判断した場合のみ回答) | 5)被虐待者の死亡の有無<br>※当該虐待による死亡事例のみ「有」を選択 |  |
| a)身体的虐待     | b)介護等放棄 | c)心理的虐待 | d)性的虐待 | e)経済的虐待 |                  |                 |                             |                                      |  |
| 有           |         |         |        |         | 有                | 食事中に車椅子とテーブルを固定 | 2(中度)                       | 無                                    |  |
|             | 有       | 有       |        |         | 無                | 入浴頻度が少ない        | 1(軽度)                       | 無                                    |  |

2)は虐待に該当する身体拘束の有無を回答してください。

3)は虐待行為の具体的な内容を簡潔に記入してください。

「4)虐待の深刻度」は、「4(最重度)」、「3(重度)」、「2(中度)」、「1(軽度)」の4段階による設問です。計測フローを参考に深刻度を選択してください。

## 【附4】虐待を行った養介護施設等の従事者

○虐待者（虐待を行った養介護施設従事者等）について、「附 1」の「2）虐待者の人数」で回答した人数分、個人ごとに回答します。

○1)～3) それぞれの質問において、虐待者の属性について該当する選択肢を選んでください。

○「2）職名又は職種」において、選択肢「介護職（介護福祉士かどうか不明）」を29年度調査より追加しています。虐待者が介護職であるが介護福祉士か不明の場合は、この選択肢を回答してください。

※行われた虐待行為が「介護等放棄」及び「虐待に該当する身体拘束」であった場合の実施者（虐待者）については、従事者個人の判断で行った場合は従事者、組織内での合意や指示があった場合はその決定者（施設長や、主任等の管理職。この場合直接実施した従事者は除く）を回答します。これらが判断しにくい場合や組織全体で漫然と行っていたような場合の虐待者は、B票問6の7）でそれが分かるように回答してください。

## 【B票 問7に進む】

○【附 B 票】を回答し終えたら、B票の問7に進み、回答を続けます。「B票回答の続き『問7』に進む」ボタンをクリックし、B票へ移動してください。

引き続き、虐待のあった養介護事業所について回答を続けてください。こちらに進んでください。

B票(養介護施設従事者等による虐待)回答の続き「問7」へ進む

クリック

## ※注 意

問7以降の質問では、**市町村で回答不可能な箇所にエラー表示がある場合は、市町村回答の段階では表示を無視してください。**その場合、エラーチェック欄上部及び「表紙」シートに都道府県での確認を促す表示が出ます。

## ■ B票問7以降

※今回調査より、問7～問9の順序を、「介護保険法の規定に基づく権限行使」（問7）→「老人福祉法の規定に基づく権限行使」（問8）→「権限行使以外の対応」（問9）に変更しています。

○問7以降の質問は、虐待があったと認められた事例のみ回答します。

○問7～問9では、該当する対応や権限行使を実施しなかった場合でも、「無」を必ず選択してください。また、すべての項目が「無」の場合、「対応開始期日」「権限行使開始日」は回答する必要ありません。

○今回調査より、**問7～問9については、「虐待と判断した後の対応」に限って回答してください。**それ以前の事実確認に伴う対応については、今回新設した問3の1-2)もしくは問5の4)でご回答ください。

○問7～問9で何らかの対応を行った場合、各問でもっとも早く行った対応の開始日を入力してください。

○回答にあたっては、いずれの法上の権限行使であるのか、再度ご確認ください。また、問7、問8で権限行使を実施したと回答した場合、監査や処分等の文書の写しをPDF形式で提出してください。

## 【問7】介護保険法の規定に基づく権限の行使

○1)～8) のすべての項目について、市町村もしくは都道府県が実施の有無を回答します（前回調査までは問 8 としていた項目です）。

※こちらは、**虐待判断後**に介護保険法の規定に基づく権限行使として行政指導・行政処分等を行った場合が対象になります。（「運営指導（実地指導）」については、問 9 に記入してください。）

※「虐待に該当する身体拘束」が確認された事例で、身体拘束廃止未実施減算を適用した場合は、本問内の「8)その他」で、適用した旨、及びその根拠（記録の不備、研修等の措置の未実施等）を記入してください。

※1)～7) のうち、選択肢として「市町村・都道府県がそれぞれ実施」が本来ありえない項目もありますが、集計の便のため 1)～7) のすべてで選択肢に含まれています。

※虐待判断後の権限行使についてのみ回答（事実確認時のものは問3・問5で回答）

問7 介護保険法の規定に基づく権限の行使

| 1)報告徴収、質問、立入検査 | 2)改善勧告          | 3)改善勧告に従わない場合の公表 | 4)改善命令 | 5)指定の効力の全部又は一部停止 | 6)指定取消 | 7)現在対応中 | 8)その他<br>※身体拘束廃止未実施減算は回答対象 | ※「その他」の具体的な内容(記入)                       | 9) 1)～8)のいずれかを実施した場合の権限行使開始期日(何らかの権限行使を開始した期日) |
|----------------|-----------------|------------------|--------|------------------|--------|---------|----------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------|
| 市町村が実施         | 市町村・都道府県がそれぞれ実施 | 都道府県が実施          | 無      | 無                | 無      | 無       | 都道府県が実施                    | 身体拘束廃止未実施減算(必要な記録がなく、本人・家族へ説明した形跡もなかった) | 2023/8/5                                       |
| 無              | 無               | 無                | 無      | 無                | 無      | 無       | 無                          |                                         |                                                |

該当する対応を実施しなかった場合でも、「無」を必ず選択してください。いずれも実施しなかった場合は、1)～8)は「無」とし、9)対応開始期日は空白とします。

虐待に該当する身体拘束事例で減算を実施した場合は詳細を記入。

## 【問8】老人福祉法の規定に基づく権限の行使

○1)～6) のすべての項目について、権限を有する都道府県もしくは市のいずれかが実施の有無を回答します（前回調査までは問 9 としていた項目です）。

※こちらは、**虐待判断後**に老人福祉法の規定に基づく権限行使として行政指導・行政処分等を行った場合が対象になります。

## 【問9】老人福祉法、介護保険法上の権限行使以外の対応

○1)～3) のすべての項目について、市町村もしくは都道府県が実施の有無を回答します（前回調査までは問 7 としていた項目です）。

※通報等を踏まえ、**虐待判断後**に「運営指導（実地指導）」等を行った場合はこちらに回答してください。

## 【問10】市町村・都道府県の対応に対して当該養介護施設等において行われた措置

○問 7～問 9 の中で、何らかの対応・権限行使があった事例について、当該の対応・権限行使を行った市町村もしくは都道府県が回答します。

○1)～3) それぞれについて、市町村・都道府県の対応に対して、当該養介護施設等において行われた措置があった場合は「有」とし、その期日を入力します。

## 【問11】改善取組のモニタリング評価

○施設・事業所の改善取組のモニタリング評価の方法を確認するものです。1)～3) のすべての項目について、市町村もしくは都道府県が実施の有無を回答します。

## 【問12】老人福祉法、介護保険法に基づく措置を行った事例の具体的内容

○問 12 は、老人福祉法、介護保険法に基づく措置を行った事例について、その具体的内容を入力します。

【問13】 調査対象年度末日での状況

- 「1) 対応状況の種類」では、当該事案の調査対象年度末日時点での対応状況を確認するものです。「対応継続」、「終結」のいずれかを選択します。また、「終結」を選択した場合は、その期日を入力します。
- なお、「対応継続」とした事案については、その後の経過を含めて次回調査でもご回答いただきます。
- 「2) 終結した場合はその理由、対応継続の場合は年度末日での状況（記入）」では、終結した場合は終結を判断した理由、対応継続の場合は調査対象年度末時点での状況について、簡潔に回答してください。

※終結の判断：要介護施設従事者等による虐待状態の解消の確認や要介護施設等において、虐待防止の取組が継続的に実施できる体制の整備ができていることを確認

問13 調査対象年度末日での状況

| 1)対応状況の種類 | 終結した場合、<br>1.2)その期日 | 2)終結の理由、終結していない場合は<br>年度末実での状況(記入)                  |
|-----------|---------------------|-----------------------------------------------------|
| 終結        | 2024/3/10           | 改善計画に則った取組が行われており、利用者の安全や職員の業務改善につながっていることを訪問により確認。 |
| 対応継続      |                     | 改善計画に則った取組を進めている段階。3ヶ月後、6ヶ月後にモニタリングを実施予定。           |

年度末時点での対応状況について「終結」または「対応継続」のいずれかを選択してください。「終結」の場合は期日も記載。

終結時または調査対象年度末日(※)時点での状況を記載してください。

※調査対象年度以降の対応部分は回答対象外です(事例自体は計上対象です)。

【B票】【附B票】のエラーチェック

- 各票の最後尾に全体のエラーの有無を示す項目があります。「エラーが残っています」という表示があった場合には、戻ってエラーの箇所を確認してください。
- 市町村回答の段階で、回答不可能な箇所にエラー表示がある場合は、表示を無視してください。その場合、エラーチェック欄上部及び「表紙」シートに都道府県での確認を促す表示が出ます。

|                  |                              |
|------------------|------------------------------|
|                  | 問5～問11 都道府県と市町村の両者が回答する設問です。 |
|                  | エラーを都道府県でも確認                 |
| 問1～問4<br>エラーチェック | 問5～問11<br>エラーチェック            |
| いずれかにエラーがあります。   | いずれかにエラーがあります。               |

## C票について

※C票は、初期設定で最大100行のデータが回答できます。行が不足する場合は追加可能ですので、本記入要領p.42～「回答行を追加・削除したいとき」にしたがって行を追加してください。

※C票についてのみ、分割して入力したファイルを一つに統合することができます。この場合、別添『地域包括、支所集約ファイル.xlsm』をご使用ください。

C票は、「養護者による高齢者虐待（虐待を受けていると思われる場合も含む）」についての対応状況等を把握するための調査票です。以下に示す、基本的な入力の枠組みを確認してから回答を始めてください。

### 基本的な入力の枠組み

- 通報等を受け付けた事例に関して、高齢者ひとりずつについて、1行ずつ回答します。
- 被虐待高齢者が複数いる、同一の家庭で一体的に発生していると考えられる虐待事例でも、被虐待高齢者ひとりずつについて回答してください。その際、被虐待高齢者2人目以降については、問1～問4へは回答不要です。空欄のままにして、それ以降の質問に進んでください。
- 上記のうち、複数いると思われた被虐待者のいずれも虐待と判断されなかった場合は、1行で回答します。
- 回答のはじめに、「要確認事項」として上記の点を確認しますので、必ず回答してください。

質問項目に対し「その他」、「不明」を選択した際には、『「その他」の具体的内容』、「不明の理由」が必要になる場合がほとんどです。回答すべき内容が漏れていないか確認をお願いします。また、「その他」に回答した内容が既に選択肢として用意されている場合があります。選択肢を十分に検討した上で回答してください。

※回答欄冒頭の列に、自治体独自の管理用の番号等を入力できる欄があります。都道府県及び厚生労働省における集計には使用しない(影響しない)欄ですので、適宜ご使用ください。

## 回答対象となる事例(要確認)

### 【対応時期】

○下記の事例はすべて本調査の回答対象です。b)cは調査対象年度以前の状況も省かず回答してください。

| 対応時期(問1)                                                                                                                                                                                                  | それ以前 | 調査対象年度 4/1～3/31 | それ以降 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------|------|
| a)本調査対象年度内に、相談・通報等を受理した事例                                                                                                                                                                                 |      |                 |      |
| b)対象年度以前に相談・通報等を受理し、事実確認(虐待有無の判断)が対象年度となった事例<br>①事実確認調査を対象年度において初めて実施した事例<br>②以前に事実確認調査を行った結果が「虐待の判断に至らなかった」事例で、対象年度において新たに事実確認調査を実施し、新たな結果が得られた事例<br>※事実確認調査が対象年度以前から開始され、虐待の有無の判断が対象年度となった場合も、ここに含まれます。 |      |                 |      |
| c)対象年度以前に通報受理・事実確認(虐待有無の判断)をした虐待事例で、対応が対象年度となった事例<br>①何らかの対応を対象年度において初めて実施した事例<br>②以前に対応を開始しているが、対応が終結せず、新たな対応を行った事例<br>③以前に対応を開始しているが、対応が終結せず、かつ同様の対応が継続している事例                                           |      |                 |      |

※a～cのいずれも、虐待対応が翌年度にまたがる事例を含む。

※図の点線は、事実確認の結果虐待ではないと判断した／判断に至らなかった事例を含むことを指す。

## 【高齢者】

○事例として計上されるのは虐待を受けている（受けていると思われる場合も含む）高齢者本人の年齢が65歳以上の事例のみとします（年齢は不明であるが、65歳以上と推測された事例は回答対象とします）。なお、65歳未満者は対応不要ということではなく、「本調査の対象外」として、計上しません。

## 【養護者】

○養護者とは「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。これらに該当しない虐待者によるケースは計上しないよう注意してください。ただし、経済的虐待については、法第2条により、養護者以外の「高齢者の親族」によるものも含まれます。

○B票で虐待者が「養介護施設従事者等」の範囲外となったもので「養護者」として取り扱うべきものは、C票に計上するようにしてください（9ページ参照）。続柄等は「その他」で具体的内容を回答します。

## 【相談及び通報・届出】

○本調査での「相談」には、法が示す「通報」もしくは「届出」に該当するもの（内容に虐待を受けたと『思われる』高齢者の発見に関する一定の事実が含まれると考えられるもの）を計上してください。また「通報」には法が示す被虐待者本人による「届出」が含まれます。なお、相談・通報には、上記の内容を満たすものであれば、事実確認調査の結果、虐待とは判断されなかったものも含まれることに注意してください。

## 【セルフ・ネグレクト(※調査対象外)】

○居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない状態、いわゆる「セルフ・ネグレクト」の状態にある高齢者については、対応が不要ということではありませんが、「本調査の対象外」として、相談・通報及び虐待事例として計上しません。

※通報等を受け付けた当初は養護者からの虐待が疑われる事例としていたものが、事実確認の過程で対象外の実例であることが判明した場合は、判明時点に応じて問3または問4の1)までの回答を入力してください。

## ※日付に関係する誤りが大変多くなっております。正しい入力にご協力ください。

特に、下記の点に誤りがないよう、よくご確認ください。

- 年度の誤り**（「月日」のみ入力すると、自動的に「入力時の年」になってしまうため、当該事例への対応時の年度を入力してください。）
- 日付の前後関係の誤り**（原則として、相談・通報受理日⇒事実確認調査日⇒虐待の事実が確認された日（虐待判断日）⇒対応終結日の順になるようにしてください。**※同日可**）
- 調査対象年度以降分の入力**（調査対象年度末日までの状況を回答してください。）

上記を防止するため、C票で以下に該当する入力を行うと、当該の日付入力欄が**オレンジのグラデーション**で表示されます。必要な修正を行ってください。なお、この表示がされていても、「表紙」シート上で「NG」は示されません。また、日付を他所からコピーして貼り付けた場合、オレンジの表示がされない場合があります。

- ①**調査対象年度以降の日付**（調査対象年度以降の対応内容は対象外：対象年度末までの状況を回答）
- ②**通報等の受付年度や虐待と判断した年度と異なる年度の日付**（各事例の冒頭【対応時期】と入力された日付の年度が整合しない場合 ※転記等による誤入力が比較的多い設問のみ）
- ③**対応が「終結」した期日（問8）における、調査対象年度より前の年度の日付**

## ■ 要確認事項(必須回答) (一部再掲)

### 【同一家庭における複数の被虐待者の存在】

- 本票は、虐待を受けた(受けたと思われる場合を含む) 高齢者ひとりずつについて、1行ずつ回答します。
- 本問は必ず回答してください。選択肢「単独、又は虐待ではない／判断に至らなかった事例」「複数被虐待者がいるうち1人目」「複数被虐待者がいるうち2人目以降」から、該当するものを選んでください。
- 被虐待高齢者が複数いる、同一の家庭で一体的に発生していると考えられる虐待事例でも、被虐待高齢者ひとりずつについて回答してください。ただし、被虐待者と思われた高齢者が複数の場合であっても、虐待と判断されなかった事例については、「単独、又は虐待ではない／判断に至らなかった事例」として1行でまとめて回答してください。

### 【対応時期】

- 21 ページ「回答対象となる事例」の「対応時期」に示した事例すべてについて回答します。
- 対応時期に応じて、3つの選択肢のうちいずれかを必ず選んでください。なお、以前に終結し、調査対象年度に再度、相談・通報があり対応した事例は、新たに受理した事例として回答します。
- 被虐待者が複数いる同一家庭の事例においても、被虐待高齢者ひとりずつについて回答してください。なお、被虐待者が複数いると思われ事実確認調査した結果、虐待と判断されたのが1名であった場合は、「単独、または虐待ではない／判断に至らなかった」を選択してください。

(要確認事項:同一家庭における複数の被虐待者の存在)

| 整理情報 |     |        |      | 要確認事項(必須回答) |
|------|-----|--------|------|-------------|
| 都道府県 | 市町村 | 市町村コード | 整理番号 | 自治体独自の管理用番号 |
| ■県   | ●市  | 123456 | 1    |             |
| ■県   | ●市  | 123456 | 2    |             |
| ■県   | ●市  | 123456 | 3    |             |

C票は原則被虐待高齢者ひとりずつについて回答します。

●被虐待(と思われる)高齢者がひとり(単独)  
●虐待と判断されなかった事例(※高齢者が複数の場合もまとめて1行で回答)

●虐待事例で、被虐待高齢者が複数いる場合の1人目

●虐待事例で、被虐待高齢者が複数いる場合の2人目以降

(要確認事項:対応時期)

| 対応時期                                    |
|-----------------------------------------|
| a)本調査対象年度内に通報等を受理した事例                   |
| b)対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象年度となった事例       |
| c)対象年度以前に通報受理・事実確認した虐待事例で、対応が対象年度となった事例 |

被虐待者が複数いる同一家庭の事例においても、被虐待高齢者ひとりずつについて回答してください。

以前に終結し、当調査年度の期間に再度、相談・通報があり、対応した事例は、新たに受理した事例として記入します。

調査対象年度以前に相談・通報の受理や事実確認を行った事例であっても、対応や事実確認が対象年度となった場合は回答対象です。

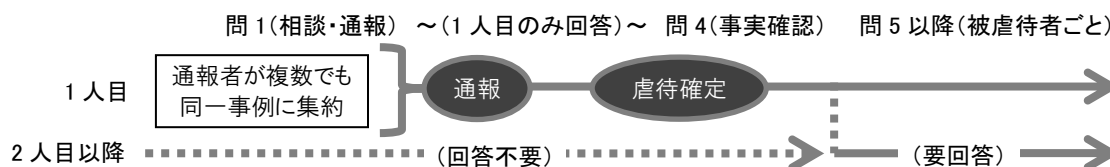
※同一の高齢者に対して複数時点で通報や虐待事実の確認がなされた場合については、「法に基づく対応」として一旦対応終結とした後に新たに対応する事態が発生したような場合には、新たに発生した分は新たな対応ケースとして(新たな行として)ご回答ください。また、「法に基づく対応」が継続している段階で再度の通報等があった場合は、1つのケースとして、初回の通報受理・事実確認等を起点にご回答ください。

## ■ 問1～問4

問1～問4は、相談・通報等の受理から事実確認の結果までの状況を回答する項目です。

※調査対象年度以前に相談・通報等を受理し対応が継続している事例を含めて、全事例について回答してください。

※被虐待高齢者が複数いる同一家庭の事例では、被虐待高齢者2人目以降については、問1～4は回答不要です（※前記「要確認事項」への回答は必須）。問5から回答してください。



### 【問1】 相談通報受理日

○「相談・通報受理日」は調査対象年度以前の日付が入力されることがあります（調査対象年度以前に相談・通報があった場合）。なお、日付は「2023/04/01」「r5/4/1」（いずれも半角英数字）等の日付入力形式でのみ入力できます（入力後、西暦表示されます。月日のみを入力すると入力時点での西暦年が表示されますのでご注意ください。以降の期日回答部分も同じ）。また、以降の設問との間で、日付の前後関係が矛盾しないよう留意してください。

### 【問2】 相談・通報者(重複可)

○複数の者から相談・通報があった場合は、それぞれ該当するすべての区分に人数をカウントしてください。ただし、同一または明らかに同一と思われる相談・通報者から同一事例に対して複数回の相談・通報があった場合については、「1人」としてカウントしてください。

○「k) その他」に該当する場合は、人数を入力するとともに、右記入欄に具体的な通報者の属性を最大3件まで入力してください。

※各区分で5人を超える場合は、当該区分で「5人」としたうえで、超える人数を「k) その他」で選択し、具体的内容の詳細を回答します。

※当該市町村行政職員が通報等によらず、直接事案を把握した場合については、「i) 当該市町村行政職員」を選択してください。

### 【問3】 事実確認の状況

○「1) 調査の状況」については、事実確認の有無及びその様態によって、以下の選択肢から該当するものを選択してください。

| ■ 事実確認を行った事例      |                                               |
|-------------------|-----------------------------------------------|
| a)                | 訪問調査により事実確認を行った事例                             |
| b)                | 関係者からの情報収集のみで事実確認を行った事例                       |
| c)                | 立入調査により事実確認を行った事例                             |
| ■ 事実確認調査を行っていない事例 |                                               |
| d)                | 相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例       |
| e)                | 相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定しているまたは事実確認調査の要否を検討中の事例 |

○法第11条に基づく立入調査により事実確認調査を行った場合、「c) 立入調査により事実確認を行った事例」を選択してください。またこの場合、「3) 警察の同行」に回答してください。

○「3) 警察の同行」では、「a) 警察が同行した事例」または「b) 援助要請をしなかった事例」のいずれかを選択してください（令和4年度実施調査時に回答選択肢を変更）。

※「3) 警察の同行」の選択肢 a) については、（原則として）法第12条に基づき正式に文書で要請を行ったものが対象となります。当初、警察に要請を行ったが、その後の状況の変化等で同行が不要になり、市町村単独で立入調査を行ったケースは、「b) 援助要請をしなかった事例」を選択してください。

## 【問4】 事実確認調査の結果

○問3の「1) 調査の状況」で、事実確認調査を行った事例として回答した場合（選択肢 a、b、c）、本問に回答します。事実確認調査を行わなかった場合は回答不要です（以降問9のみ回答）。

○「1) 調査の結果」で「a) 虐待を受けたまたは受けたと思われる」と判断した事例」を選択した場合、「2) 虐待の事実が確認された期日」～「6) 虐待の発生要因」について回答します。「c) 虐待の判断に至らなかった事例」を選択した場合、「判断に至らなかった場合はその理由」に具体的な理由を記入してください。

○「3) この事例での被虐待者の人数」は、通常は「1人」となりますが、被虐待高齢者が複数いる、同一の家庭で一体的に発生していると考えられる虐待事例の場合は「2人」もしくはそれ以上となります。  
この場合、2人目以降を含めて被虐待高齢者の人数を数え、回答してください。

○「4) この事例での虐待者の人数」は、被虐待高齢者が複数いる場合であっても延べ人数で回答せず、実人数で回答してください。

○「5) 虐待対応ケース会議での発生要因分析」は、虐待対応ケース会議において発生要因の分析を実施したかどうかを確認する質問です。「a) 実施した」、「b) 実施していない」、「c) その他」（具体的内容を記入）のうち該当するものを選択してください。

○「6-1) 虐待の発生要因」は、当該事例が発生した要因として考えられた事項について、「介護疲れ」「経済的困窮」「養護者自身の身体的障害」などのように、簡潔に記述してください。

また、「6\_2) 虐待者側の要因」、「6\_3) 被虐待者の状況」、「6\_4) 家庭の要因」、「6\_5) その他」は、虐待の発生要因を詳細に確認する質問です。それぞれの質問に対し、該当する場合は「有」、該当しない場合は「無」のいずれかを選択してください。また、質問項目以外の要因がある場合は「その他」欄を「有」として内容を記載してください。（令和4年度実施調査時に質問項目を一部変更しています。）

※「事実確認」～「虐待の有無の判断」が年度をまたぎ、「虐待の有無の判断」を令和6年度に行った場合、問4の1) は今回調査では「c) 虐待の判断に至らなかった事例」を選択してください。

| 要確認事項(必須回答)        | 問4 事実確認調査の結果                                                                                                                       |                                                     |                  |                      |                       |                   |                   |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|------------------|----------------------|-----------------------|-------------------|-------------------|
| 同一家庭における複数の被虐待者の存在 | 調査の結果                                                                                                                              | 2) 虐待の事実が確認された期日「対応時期」「調査対象年度」と整合しない場合、セルが橙色で表示されます | 3) この事例での被虐待者の人数 | 4) この事例での虐待者(養護者)の人数 | 5) 虐待対応ケース会議での発生要因の分析 | ※その他の場合 具体的内容(記入) | 6) 1) 虐待の発生要因(記入) |
| 複数被虐待者がいるうち1人目     | 虐待を受けたまたは受けたと思われる」と判断した事例                                                                                                          | 2023/4/15                                           | 2                | 1                    | a) 実施した               |                   | 養護者の介護疲れ          |
| 複数被虐待者がいるうち2人目以降   | <div>虐待の事実が確認された事例では、2)以降にも回答します。</div> <div>虐待者の人数は実人数を回答。</div> <div>被虐待高齢者が複数人いる場合、その事例の2人目以降の問1～問4は記入不要です(被虐待者数は1行目に回答)。</div> |                                                     |                  |                      |                       |                   |                   |

## ■ 問5～問8(※虐待事例のみ回答)

問5～問8は、事実確認調査によって得られた虐待事例の概要や、その後の対応の状況等を把握するための質問です。虐待の事実が認められた事例のみ回答します。

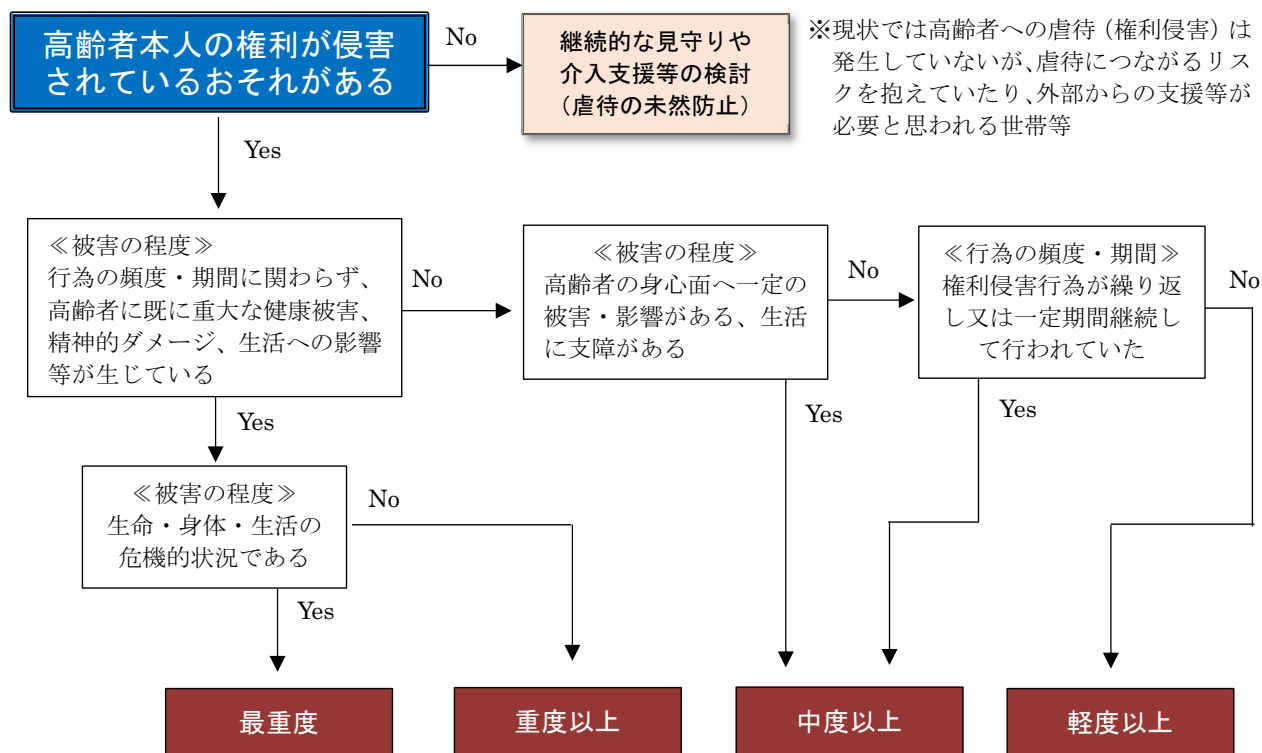
※調査対象年度以前に事実確認した虐待事例であっても、本調査の回答対象事例である場合は回答してください。

### 【問5】虐待の内容

- 被虐待者ひとりずつについて回答してください。調査票冒頭で「複数被虐待者がいるうち2人目以降」(被虐待高齢者が複数いる、同一の家庭で一体的に発生していると考えられる虐待事例の2人目以降の被虐待高齢者)としたものは、問4までは回答不要でしたが、本問以降は回答が必要です。
- 「1) 虐待の種別・類型」ではその被虐待者が受けた虐待についてあてはまるものに「有」を選択します。
- 「2) 具体的な虐待の内容」は、28 ページ表の記入例を参考に記入してください。なお、表の記入例と同様の回答であれば、番号で回答を入力してかまいません。複数の内容が重複する場合は、そのすべてを記入してください。またそれ以外に、虐待行為の様態を表す具体的な内容があれば、「平手打ちを繰り返す」「食事を与えず衰弱させる」のように簡潔に記入してください。
- 記入例は、調査票ファイル内「C 票【具体的な虐待の内容】記入例」シートでも掲載しています。
- 「4) 虐待の深刻度」は、被虐待者が虐待によって被害を受けた程度を示す指標として、令和4年度実施調査時に下記4区分への見直しを行いました。この区分では、虐待による被害の程度とともに、虐待行為の反復性や継続期間等も勘案して判断する形式としています。これは、虐待事案の「早期発見」ができているかどうか（発見までの時間、被害の程度）の評価を行うことを目的としたものです。深刻度区分の判断は、相談・通報受理～事実確認後の段階で、複数名で行うことが適切です。**複数名で判断した場合のみ回答してください。**

| 深刻度区分   | 説明                                                                   |
|---------|----------------------------------------------------------------------|
| 1 (軽度)  | 医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。                                   |
| 2 (中度)  | 権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。                           |
| 3 (重度)  | 権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。 |
| 4 (最重度) | 権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。            |

## 参考 養護者による高齢者虐待における虐待の程度（深刻度）計測フロー



## 深刻度区分の例

|            | 最重度                                                               | 重度以上                                                           | 中度以上                                                  | 軽度以上                                             |
|------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 区分の<br>考え方 | 高齢者の生命が危険に晒されている、心身や生活が危機的状況にある                                   | 重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている                                | 権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身に一定の被害・影響や、生活面で支障が生じている         | 高齢者の意思を無視した行為、介護者の都合によるケア等が行われている、軽度の被害・影響が生じている |
| 身体         | 生命の危険、重大な後遺症が残るおそれのある行為（重度の火傷、骨折、頭部外傷、首締め、揺さぶり、拘束、服薬等）            | 重大な健康被害（生命の危険はない程度の骨折、裂傷、火傷等）                                  | 打撲痕、擦過傷、皮下出血等が複数部位にある、繰り返し発生している、行動を制限する行為が繰り返し行われる   | 威嚇的な行為、乱暴な対応や扱い、強制的な行為がある、軽度の打撲痕や擦過傷、火傷等のケガがある   |
| 放棄         | 重篤な健康問題が生じている（重度の低栄養や脱水、褥瘡、肺炎等）、戸外に放置等                            | 健康問題が生じている（軽度の脱水、低栄養状態、褥瘡等）、救急搬送を繰り返す、極めて不衛生な状態等               | 食事、排泄、入浴など必要なケアが受けられない状況が一定期間継続、必要な医療・介護サービスの拒否・利用制限等 | 一時的に食事、排泄、入浴などのケアが不十分な状態、高齢者の状態にあったケアがなされていない    |
| 心理         | 著しい暴言や拒絶的な態度により、精神状態にゆがみが生じている、自傷行為、強い自殺念慮等がある、保護の訴え              | 生命や身体に危険を感じる威嚇や脅迫の行為（刃物等での脅し、自殺強要等）がある、高齢者本人から恐怖の訴え            | 暴言、威圧的態度、脅迫、無視、嫌がらせ等の行為が繰り返され、高齢者の自己効力感が低下している        | 高齢者の意思を無視した行為、侮辱、暴言等がある                          |
| 性的         | 望まない性行為、性感染症に至る、等                                                 | アダルトビデオ視聴など、わいせつな行為を強要される、性的な写真や動画の撮影、等                        | 性的な言葉がけ、接触、態度、強制的行為などが繰り返されている                        | 性的な言葉がけや態度、強制的な行為など、高齢者が恥ずかしさや苦痛、不快感を感じる行為がある    |
| 経済         | 年金等の搾取等により収入源が途絶え、食事が摂れない、電気ガス水道が止められる、病院や入所施設等から退去させられる、財産の無断売却等 | 年金等の搾取等により、医療や介護サービス、家賃、光熱水費等の支払が滞ったり、必要なお金が使えない、借金（負債）を背負われる等 | 生活費や年金等の搾取が繰り返されている、金の無心等                             | 本人の了承なく、年金や預金、財産等を管理されている、生活費や年金・預金、財産等を使われる等    |

※過去の調査において、本問や次の問6に、「セルフ・ネグレクト」に該当する事例に関する回答が見受けられました。「本調査の対象外」となりますので、回答に含めないようご注意ください。

| 問5 虐待の内容    |                   |             |            |             |                          |                                  |
|-------------|-------------------|-------------|------------|-------------|--------------------------|----------------------------------|
| 1)虐待の種別・類型  |                   |             |            |             | 2)具体的な虐待の内容<br>(記入)      | 3)虐待の深刻度<br>(複数名で判断した<br>場合のみ回答) |
| a)<br>身体的虐待 | b)介護・世話の<br>放棄、放任 | c)<br>心理的虐待 | d)<br>性的虐待 | e)<br>経済的虐待 |                          |                                  |
| 有           |                   | 有           |            |             | A2, C1                   | 2(中度)                            |
|             | 有                 | 有           |            |             | B5(入浴介助放棄)、<br>C3(いやがらせ) | 3(重度)                            |

2)は、下表の「記入例」を参考に、虐待行為の具体的な内容を簡潔に記入してください。  
なお、「記入例」は調査票内の別シートにも掲載しています。

「4)虐待の深刻度」は、  
「4(最重度)」、「3(重度)」、「2(中度)」、「1(軽度)」  
の4段階による設問です。  
計測フローを参考に深刻度を選択してください。

【C票】 【E票】 B票集計 C票集計 **C票【具体的な虐待の内容】記入例**

問5「2）具体的な虐待の内容」記入例（番号での回答可）

| 種別・類型                     | 番号  | 記入例                    |
|---------------------------|-----|------------------------|
| a) 身体的虐待                  | A1  | 暴力的行為                  |
|                           | A2  | 強制的行為・乱暴な扱い            |
|                           | A3  | 身体の拘束                  |
|                           | A4  | 威嚇                     |
|                           | A99 | その他（身体的虐待）             |
| b) 介護・世話の放棄・<br>放任（ネグレクト） | B1  | 希望・必要とする医療サービスの制限      |
|                           | B2  | 希望・必要とする介護サービスの制限      |
|                           | B3  | 生活援助全般を行わない            |
|                           | B4  | 水分・食事摂取の放任             |
|                           | B5  | 入浴介助放棄                 |
|                           | B6  | 排泄介助放棄                 |
|                           | B7  | 劣悪な住環境で生活させる           |
|                           | B8  | 介護者が不在の場合がある           |
|                           | B99 | その他（ネグレクト＝介護・世話の放棄・放任） |
| c) 心理的虐待                  | C1  | 暴言・威圧・侮辱・脅迫            |
|                           | C2  | 無視・訴えの否定や拒否            |
|                           | C3  | 嫌がらせ                   |
|                           | C99 | その他（心理的虐待）             |
| d) 性的虐待                   | D1  | 性行為の強要・性的暴力            |
|                           | D2  | 介護に係る性的羞恥心を喚起する行為の強要   |
|                           | D3  | 介護行為に関係しない性的嫌がらせ       |
|                           | D99 | その他（性的虐待）              |
| e) 経済的虐待                  | E1  | 年金の取り上げ                |
|                           | E2  | 預貯金の取り上げ               |
|                           | E3  | 不動産・利子・配当等収入の取り上げ      |
|                           | E4  | 必要な費用の不払い              |
|                           | E5  | 日常的な金銭を渡さない・使わせない      |
|                           | E6  | 預貯金・カード等の不当な使い込み       |
|                           | E7  | 預貯金・カード等の不当な支払強要       |
|                           | E8  | 不動産・有価証券などの無断売却        |
|                           | E99 | その他（経済的虐待）             |

## 【問6】被虐待者・虐待者の状況

- 1)～10) は被虐待高齢者（被虐待者）の状況を、11)は虐待者の状況を把握するための質問です。
- 被虐待者の状況に関する質問 1)～9) への回答において、「不明」または「その他」の選択肢を選んだ場合は、「10) 1)～9) がその他の場合具体的内容、不明の場合その理由」に詳細を回答します。
- 原則として、事実確認時点の情報に基づき回答することとしますが、事実確認後から何らかの対応を行うまでの支援の過程で、新たに判明したこと、事実確認時点の情報に追加・修正があった場合には、それらを反映させて回答してください。
- 「3) 被虐待者の介護保険の申請」で回答が「認定済み」の場合、引き続き、「4) 介護保険認定済者の要介護度」、「5) 介護保険認定済者の認知症日常生活自立度」、「6) 介護保険認定済者の障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」、及び「7) 介護保険サービスの利用」を回答します。なお、5) 6)の自立度は、主治医意見書によるものとし、これによることが困難な場合は、認定調査票によるものとします。
- 「7) 介護保険サービスの利用」は、虐待事例と判断した時点でのサービス利用状況について選択肢から回答してください。また、サービスを受けているもしくは受けていた場合、その内容を入力してください（例；「訪問介護」「ショートステイ」等）。なお、ショートステイ等の利用時期が限られるサービスについては、判断時点で利用していなくとも、過去利用実績があり、必要に応じて利用する体制にある場合は「介護サービスを受けている」としてください。
- 同一の家庭で一体的に発生していると考えられる事例で、被虐待高齢者が複数いる場合、重複してもかまいませんので、「8) 虐待者との同居・別居」～「11) 虐待者属性」についても被虐待者ごとに回答してください。例えば、子が両親のどちらも虐待していた場合、母親（被虐待者 1 人目）と父親（2 人目）の両方の回答で、子の属性をそれぞれ回答してください。
- 「9) 家族形態」には、以下の選択肢があります。

|                                                                        |                                          |
|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| a) 単独世帯                                                                | <b>【※注意※】</b><br>各選択肢の注記をよく確認して回答してください。 |
| b) 夫婦のみの世帯                                                             |                                          |
| c) 未婚（配偶者がいたことがない）の子と同居<br>（※高齢者本人の配偶者、他の親族も同居している場合を含む。未婚であれば子は複数でも可） |                                          |
| d) 配偶者と離別・死別等した子と同居<br>（※高齢者本人の配偶者、孫や他の親族も同居している場合や、子が配偶者と別居中の場合を含む）   |                                          |
| e) 子夫婦と同居<br>（※高齢者本人の配偶者、孫や他の親族も同居している場合を含む）                           |                                          |
| f) その他①：その他の親族と同居<br>（※子と同居せず、子以外の親族（兄弟姉妹、孫、甥姪、父母等）と同居している場合）          |                                          |
| g) その他②：非親族と同居<br>（※二人以上の世帯員から成る世帯のうち、親族関係にない人がいる世帯）                   |                                          |
| h) その他③：その他<br>（※既婚の子も未婚の子も同居、本人が入所・入院等、他の選択肢に該当しない場合）                 |                                          |
| i) 不明                                                                  |                                          |

- ※「子」は実子もしくは養子を指す。  
 ※子と同居となる家族形態は、三世代以上となる場合、及び他の親族も同居している場合を含む。  
 ※「配偶者と離別・死別等した子と同居」には、有配偶だが配偶者が現在世帯にいない場合を含む。  
 ※「非親族と同居」は、当該世帯内に非親族がいる場合はすべてこの類型となる。

- 「9) 家族形態」で、選択肢「f) その他①」～「h) その他③」、及び「i) 不明」を選んだ場合は、具体的な内容や理由を 10) に回答してください。

○「11) 虐待者属性」は、虐待者が複数の場合は、それぞれ該当する項目に答えてください。最大 3 人まで入力できます。4 人以上の場合は、問 4 の「4) この事例での虐待者の人数」に正しい人数を回答したうえで、虐待行為に主として関わっていた順に 3 人まで回答してください。また、「その他」「不明」については、具体的内容または理由を、1)～9)と同様に回答してください。

○なお、「11) 虐待者属性」のうち、虐待者の年齢については、60 歳未満は 10 歳刻み、60 歳以上は 5 歳刻みとなりますので、ご注意の上、該当する選択肢を回答してください。

※続柄について、内縁関係の場合は「その他」を選択し、その他内容欄に「内縁の夫」、「内縁の妻」等と記載してください。なお、「9) 家族形態」等関連する設問においては「非親族」として取り扱います。

被虐待者が複数いる場合、被虐待者ごと(1 行ごと)に回答してください。

| 問6 被虐待者・虐待者の状況 |           |                 |                  |                        |                                  |                           |                         |                           |           |
|----------------|-----------|-----------------|------------------|------------------------|----------------------------------|---------------------------|-------------------------|---------------------------|-----------|
| 1) 被虐待者性別      | 2) 被虐待者年齢 | 3) 被虐待者の介護保険の申請 | ※介護保険認定済者のみ      |                        |                                  |                           |                         | *被虐待者が複数でも被虐待者に対してそれぞれに記入 |           |
|                |           |                 | 4) 介護保険認定済者の要介護度 | 5) 介護保険認定済者の認知症日常生活自立度 | 6) 介護保険認定済者の障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度) | 7) 介護保険サービスの利用<br>※虐待判断時点 | (サービスを受けている/受けていた場合の内容) | 8) 虐待者との同居・別居             | 9) 家族形態   |
| 女性             | 75～79歳    | 認定済み            | 要介護3             | 自立度Ⅲ                   | B                                | 介護サービスを受けている              | デイサービス                  | 虐待者及び他家族と同居               | e) 子夫婦と同居 |
| 男性             | 80～84歳    |                 |                  |                        |                                  |                           |                         | 虐待者及び他家族と同居               | e) 子夫婦と同居 |

3)で介護保険が「認定済み」の場合は、4)要介護度～7)介護保険サービスの利用まで回答します。

1)～9)に「その他」や「不明」がある場合、この欄に具体的内容や理由を回答してください。

| 問7 虐待事例への対応状況                                         |                             |                   |                          |                             |                   |                          |                             |                   |
|-------------------------------------------------------|-----------------------------|-------------------|--------------------------|-----------------------------|-------------------|--------------------------|-----------------------------|-------------------|
| 11) 虐待者属性                                             |                             |                   |                          |                             |                   |                          |                             |                   |
| *虐待者が複数の場合は虐待者ごとに【虐待者1】から記入 *被虐待者が複数でも被虐待者に対してそれぞれに記入 |                             |                   |                          |                             |                   |                          |                             |                   |
| 【虐待者1】a-1)<br>被虐待者から見た続柄                              | *続柄その他・不明時<br>その内容/不明理由(記入) | 【虐待者1】<br>b-1) 年齢 | 【虐待者2】a-2)<br>被虐待者から見た続柄 | *続柄その他・不明時<br>その内容/不明理由(記入) | 【虐待者2】<br>b-2) 年齢 | 【虐待者3】a-3)<br>被虐待者から見た続柄 | *続柄その他・不明時<br>その内容/不明理由(記入) | 【虐待者3】<br>b-3) 年齢 |
| 息子                                                    |                             | 50～59歳            | 息子の配偶者(嫁)                |                             | 40～49歳            |                          |                             |                   |
| 妻                                                     |                             | 80～84歳            |                          |                             |                   |                          |                             |                   |

1 人目

2 人目

3 人目

虐待者は最大 3 人まで記入できます。4 人以上の場合、虐待行為に主として関わった順に 3 人まで回答してください(問 4 の 3)に正確な人数を回答してください。

被虐待者が複数いる場合、虐待者に関する回答が重複してよいので、被虐待者ごと(1 行ごと)に回答してください。

## 【問7】 虐待事例への対応状況

○本調査の対象年度以前に通報受理・事実確認調査を行った事例で、対応が対象年度となった、もしくは対応が継続している事例については、次のように回答してください。

【※注意※】  
この表をよく確認して回答してください。

|                           |                                                                                                                                                             |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象年度になってから初めて何らかの対応を行った事例 | 対象年度に通報受理や事実確認調査を行った事例と同様に回答してください。                                                                                                                         |
| 前年度から何らかの対応を開始している事例      | 「1) 分離の有無」で「e) その他」を選択して、記入欄に状況を回答してください。またその場合、 <u>2) 及び 3) への回答は不要です</u> 。<br>なお、「4) 権利擁護に関する対応状況」について、対象年度に新たに行った対応がある場合は、4) で回答してください(ない場合も「無」等の回答は必要)。 |

対象年度以前からの対応事例

## 1) 分離の有無

- 「1) 分離の有無」で、「a) 被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」とした場合、2) の対応内容を回答します。またこの場合のみ、「1-2) 分離対応開始日」を入力してください。
- 事実確認の時点で、すでに別居や入院・入所等によって事実上分離状態が実現されている場合は、「d) 虐待判断時点で既に分離状態の事例（別居、入院、入所等）」を選択してください。なお、虐待判断時点で虐待者・被虐待者が死亡していた場合は「e) その他」としてください。
- 相談・通報受理後の対応の過程において、被虐待者保護のため被虐待者と虐待者を一度でも分離した事例については、「a) 被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」として回答し、「b) 被虐待者と虐待者を分離していない事例」には、相談・通報受理後、一度も被虐待者と虐待者を分離していない事例のみ回答してください。ただし、対応としてショートステイ（短期入所サービス）を活用している場合、次表のとおり取り扱うこととします。

| 1-1)で「a)被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例」                                        | 1-1)で「b)被虐待者と虐待者を分離していない事例」                                                |
|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| ・生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると判断し、高齢者を緊急的かつ一時的に保護。<br>⇒「2) 分離を行った場合の対応内容」にも回答 | ・被虐待者保護のためというよりはむしろ一般的な利用方法として、随時または定期的に利用した。<br>⇒「3) 分離をしていない場合の対応内容」にも回答 |

## 2) 分離を行った場合

- 「2) 1)で分離を行った場合の対応内容」では、1-1)で「a) 被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」とした事例について、該当する対応を選択してください。それ以外の場合は回答不要です。
- 「2-1) 対応内容」で、選択肢 a) ～g) のいずれかを選んだ場合、「2-2) 面会の制限の有無」を回答します。法第 13 条では、措置が採られた場合において面会制限を規定しているところですが、実態としてそれ以外（契約による介護サービスの利用等）の場合にも面会制限を行っていれば回答してください。
- なお、対応内容の選択肢 a) ～g) の複数項目に該当する対応を行った事例については、最初に行った対応をひとつだけ選んでください。
- 2-1) の選択肢「b) 老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」は、虐待者と分離して被虐待高齢者を保護する際に、要介護認定を待つ時間的猶予がない場合などの「やむを得ない事由」によって、契約による介護保険サービス利用が著しく困難な被虐待者に対して、老人福祉法に基づき、市町村長が職権により介護サービスを利用させた場合となります。ただし、ここでは、サービスとして例えば「特別養護老人ホーム」、「ショートステイ」、「認知症対応型共同生活介護」を利用した事例とし、訪問系または通所系サービスのみを利用した事例は、分離した事例としては扱わず、ここを選択しないでください。
- 老人福祉法に基づく養護老人ホームへの措置により分離した事例もここを選択します。また、この場合に面会制限を行ったり、養護者に被虐待者の住所や居所を教えなかった場合についても回答してください。
- 2-1)の「c) 緊急一時保護」は、契約による介護保険サービス利用、老人福祉法に基づく措置のいずれの方法でもなく、被虐待者を緊急的かつ一時的に保護した事例を回答してください。保護場所は問いません。
- 選択肢 e は、親族宅や民間アパート等を含め、選択肢 a～d 以外の住まいや施設等への転居等により虐待者からの分離を行った場合に選択してください。
- 選択肢 f には、転居のほか、「虐待者を」入院・入所・逮捕させることにより高齢者（被虐待者）から分離した場合があります。

| 問7 虐待事例への対応状況               |            |                                                     |                                               |            |              |
|-----------------------------|------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------|------------|--------------|
| 1) 分離の有無                    |            |                                                     | 2) 1)で分離を行った場合の対応内容（最初に行った対応）                 |            |              |
| 1-1) 分離の有無                  | * その他時記入 * | 1-2) 分離対応開始日<br>「対応時期」「調査対象年度」と整合しない場合、セルが橙色で表示されます | 2-1) 対応内容                                     | * その他時記入 * | 2-2) 面会制限の有無 |
| その他の内容                      |            |                                                     | その他の内容                                        |            |              |
| a) 被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例 |            | 2023/6/21                                           | a) 契約による介護保険サービスの利用                           |            | 有            |
| b) 被虐待者と虐待者を分離していない事例       |            |                                                     | 複数項目に該当する対応を行った事例については、最初に行った対応をひとつだけ選んでください。 |            |              |

分離対応した場合に開始日入力

実態として、例えば契約による介護サービスの利用等の場合にも面会制限を行っている事例は「有」にしてください。

- 「3) 1)で分離をしていない場合の対応内容」では、1-1)で「b) 被虐待者と虐待者を分離していない事例」とした事例について、3-1) 及び 3-2)の該当項目に答えてください。それ以外の場合は回答不要です。
- 「3-1) 経過観察以外の対応を行ったかどうか」は、経過観察以外の何らかの対応を行った場合は「行った」として、その詳細を、「3-2) 経過観察以外の対応を行った場合の詳細」の a) ～f) に回答してください。それ以外の、経過観察のみとなっている事例は「経過観察（見守り）のみ」を回答してください。見守りサービスの利用や、民生委員や自治会等への見守り依頼等の場合は、「経過観察（見守り）のみ」とはせず「行った」を選択し、3-2) の「e) 被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用」に回答してください。
- 上記の点を含めて、3-2) の選択肢「b) 養護者が介護負担軽減のための事業に参加」～「e) 被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用」は、具体的には下表のような場合が該当します。

|                               |                                                                                         |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| b)養護者が介護負担軽減のための事業に参加         | 家族会等の地域にある介護者のセルフヘルプグループ的活動への参加、地域支援事業による家族介護支援事業への参加等の場合 等                             |
| c)被虐待者が新たに介護保険サービスを利用         | 事実確認前には介護保険サービスを利用していなかったが、事実確認後に利用を開始した場合                                              |
| d)既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し | 事実確認前にも介護保険サービスを利用していたが、事実確認後にケアプランを見直し、サービスの追加や変更等を行った上で、引き続き介護保険サービスを利用している場合         |
| e)被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用     | 宅老所、配食サービス等介護保険の給付対象となっていない介護福祉サービスを利用している場合、見守りサービスを利用していたり、民生委員や自治会等に見守りを依頼している等の場合 等 |

| 問7 虐待事例への対応状況         |                        |                        |                        |                                |                            |        |                 |
|-----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|--------------------------------|----------------------------|--------|-----------------|
| 3) 1)で分離していない場合の対応内容  |                        |                        |                        |                                |                            |        |                 |
| 3-1)経過観察以外の対応を行ったかどうか | 3-2)経過観察以外の対応を行った場合の詳細 |                        |                        |                                |                            |        |                 |
|                       | a) 養護者に対する助言・指導        | b) 養護者が介護負担軽減のための事業に参加 | c) 被虐待者が新たに介護保険サービスを利用 | d) 既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し | e) 被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用 | f) その他 | ※ その他の具体的内容(記入) |
| 行った                   | 有                      | 有                      |                        | 有                              |                            |        |                 |
| 経過観察(見守り)のみ           |                        |                        |                        |                                |                            |        |                 |

経過観察以外の対応を行った場合は、「行った」として、3-2)の a)～f)へ回答し、行っていない場合は「経過観察(見守り)のみ」と答えてください。

上表を参考に、該当する対応について回答してください。

- 「4) 権利擁護に関する対応状況」は、分離の有無を問わず、各項目の該当する選択肢を回答してください。調査対象年度以前に相談・通報を受理し事実確認調査を行った虐待事例のうち、「権利擁護に関する対応」が調査対象年度内に行われた事例は、調査対象となりますので、問1から回答してください。
- 「4-1) 成年後見制度利用の開始」で「調査対象年度内に成年後見制度利用開始済開始済」または「成年後見制度利用手続き中」を選択した場合、「4-2) 市町村長申立の有無」について回答します。(令和4年度実施調査時に「調査対象年度以前に成年後見制度利用開始済開始済」を選択肢に追加しています。)
- 「4-1) 成年後見制度」と「4-3) 日常生活自立支援事業」は重複回答が可能です。
- 4-1) で成年後見制度「調査対象年度内に成年後見制度利用開始済開始済」または「成年後見制度利用手続き中」、または 4-3) で日常生活自立支援事業を利用の場合、「4-4) 権利擁護対応開始日」に、申請・申立等の具体的な手続きを開始した期日を回答してください。

| 問7 虐待事例への対応状況        |                            |                      |                                                 |
|----------------------|----------------------------|----------------------|-------------------------------------------------|
| 4) 権利擁護に関する対応状況      |                            |                      |                                                 |
| 4-1) 成年後見制度利用の開始     | 調査対象年度内に成年後見制度利用開始済、手続き中のみ | 4-3) 日常生活自立支援事業利用の開始 | 4-4) 権利擁護対応開始日<br>「調査対象年度」と整合しない場合、セルが橙色で表示されます |
| 調査対象年度内に成年後見制度利用開始済  | 有                          | 無                    | 2023/8/12                                       |
| 調査対象年度以前に成年後見制度利用開始済 |                            | 無                    |                                                 |
| 利用手続き中               |                            | 無                    |                                                 |

令和4年度実施調査時に選択肢を追加変更しています。

申請・申立等の具体的な手続きを開始した期日を回答してください。

成年後見制度を「調査対象年度内に開始済」または「手続き中」とした場合、「4-2) 市町村長申立の有無」を記入します。

○「5) 養護者支援の取組内容」は、令和4年度実施調査時に新たに追加された質問です。a)～j)の取組に関して、当該ケースでの実施の有無をお答えください。

| 問7 虐待事例への対応状況                        |                            |                           |                         |               |                        |                     |                    |                |        |                  |
|--------------------------------------|----------------------------|---------------------------|-------------------------|---------------|------------------------|---------------------|--------------------|----------------|--------|------------------|
| 5) 養護者支援の取組内容                        |                            |                           |                         |               |                        |                     |                    |                |        |                  |
| a) 養護者への定期的な声掛け、ねぎらい等による関係性の構築・維持づくり | b) 養護者の抱える生活課題等についてのアセスメント | c) 他部署多機関等との連携による支援チームの形成 | d) 養護者支援のゴールの設定、支援方法の確認 | e) 養護者への相談・助言 | f) 家族・親族・近隣住民等との関係性の調整 | g) 各種社会資源の紹介・つなぎ・調整 | h) 定期的な訪問によるモニタリング | i) 養護者支援の終結の判断 | j) その他 | ※ その他の具体的な内容(記入) |
| 有                                    | 有                          | 有                         | 有                       | 有             | 有                      | 有                   | 有                  | 無              | 無      |                  |
| 有                                    | 無                          | 無                         | 有                       | 有             | 無                      | 無                   | 無                  | 有              | 無      |                  |

## 【問8】 調査対象年度末日での状況

○問8では調査対象年度末日での状況を回答します。「1) 対応状況の種類」で、「終結」（対応が終結した場合）を選択した場合は、その期日を1-2)に入力します。なお、「対応継続」とした事案については、その後の経過を含めて次回調査でもご回答いただきます。

○「2) 終結した場合はその理由、対応継続の場合は年度末日での状況（記入）」では、終結した場合は終結を判断した理由、または調査対象年度末時点での状況について、簡潔に回答してください。

※終結の判断：虐待が解消されたこと及び高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったことを確認

| 問8 調査対象年度末日での状況 |                                                      |
|-----------------|------------------------------------------------------|
| 1) 対応状況の種類      | 2) 終結した場合はその理由、対応継続の場合は年度末日での状況（記入）                  |
| 対応継続            | 分離保護後、随時訪問実施、養護者への説明を継続しているが、納得を得られず。                |
| 終結              | 2024/3/10<br>本人や養護者の状況が安定したことを確認し、虐待対応としては終結・引き継ぎ実施。 |

2)では、対応終結、もしくは調査対象年度末日(※)時点での状況を簡潔に記入します。

※調査対象年度以降の対応部分は回答対象外です。

終結した場合は1-2)にその期日を記入します。

## ■ 問9(※該当事例回答)

### 【問9】 養護者の虐待等による死亡事例への該当

○養護者の高齢者虐待等による死亡事例に該当する場合、問 9 に回答します。ここで「該当」の場合、E 票（虐待等による死亡事例の調査票）にも回答します。「E 票に行く」ボタンをクリックして移動し、回答を続けてください。なおその際、表示されている整理番号を E 票の該当箇所に転記します。

○問 3 で事実確認調査を行わなかった事例、事実確認調査を行ったが問 4 で虐待の事実が認められなかった（判断に至らなかった場合を含む）事例であっても、虐待等による死亡事例に該当する場合には、問 9 に必ず回答してください。

|                                                     |                             |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------|
| 問9 養護者の虐待等による死亡事例への該当<br>※「該当」は【E票】へ<br>非該当は本問の回答不要 | 整理番号<br>(この番号をE票に記入してください。) |
|                                                     | 1                           |
| 該当                                                  | 2                           |

虐待者による死亡事例である場合には、問 9 を「該当」とします。該当しない場合は本問及び E 票の回答は不要です。

死亡事例に該当する場合は、問 9 上部に表示されている「E 票に行く」ボタンをクリックして、E 票に回答します。その際、問 9 回答欄右側に表示される、「整理番号」を E 票に転記します。

[E票\(死亡事例の内容\)に行く](#)

### 【C票】のエラーチェック

○C 票の最後尾に全体のエラーの有無を示す項目があります。

○「エラーが残っています」と表示された場合は、戻ってエラーの箇所を確認してください。

|                  |
|------------------|
| 問1～問9<br>エラーチェック |
| いずれかにエラーがあります。   |
|                  |
| エラーが残っています       |

## E票について

E票は、「養護者（※介護している親族を含む）による事例」で、被養護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」を把握するための調査票です。

該当する事例のある市町村のみ回答し、添付資料と合わせて提出してください。添付資料はPDF等の電子データによる提出とします。都道府県への提出時にはE票の有無を送付文書等で報告してください。

市町村において、虐待等による死亡を防止するための対策を講じるうえからも、その発生件数及び状況などについて、地元警察署の協力を得て把握に努めるようお願いします。

※令和元年度実施調査（30年度状況調査）からは、市町村が虐待対応を行わなかった虐待による死亡事例（報道等で把握したものを含む）についてE票のみではなくC票への記載もお願いしていましたが、令和3年度実施調査（2年度状況調査）からはC票への記載は不要となっています。

※虐待の事実が認められた事例だけでなく、発生前に相談・通報を受けておらず事実確認調査を行わなかった事例、発生前に相談・通報を受けていて事実確認調査を行ったが虐待の事実が認められなかった（判断に至らなかった場合を含む）事例であっても、発生後に警察や報道等から事例を把握し、それが虐待等による死亡事例に該当する場合には報告してください。

※回答欄冒頭の列に、自治体独自の管理用の番号等を入力できる欄があります。都道府県及び厚生労働省における集計には使用しない（影響しない）欄ですので、適宜ご使用ください。

### ■ 共通事項

○調査対象年度に貴市町村が把握した「養護者（※介護している親族を含む）による事例で、被養護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」について報告してください（調査対象年度以前に発生したものを含む）。

○このような事例があった場合、被虐待高齢者（被養護者）1人ごとに1行ずつ回答してください。

○死亡事例は、特に報道機関等の関心が高く質問が多数寄せられるため、内容についてできるだけ詳細（養護者・被養護者等の心身状態、どのような虐待を受けていたか、いつ頃、なぜ虐待に至ったか等）に回答してください。なお、未公表案件についても都道府県名及びその内容については一切公表しませんが、厚生労働省での現状把握のため、詳細な回答をお願いします（問15に公表の可否に関する質問があります）。

○なお、公表、報告等に使った資料で事例の概要がわかるものがありましたら、写しを添付資料として提供願います。写しはPDF等により電子化したもので都道府県に提出してください。

○また、事例を報道した新聞記事がありましたら、写しを添付資料として提供願います。

### ■ 問1～問3

#### 【問1】C票との関連

○「1) C票記載事例への該当」を「該当」とした場合、C票問9も同様に回答されているか確認し、同問に示す「整理番号」を「2) 整理番号」に転記してください。該当しない場合、整理番号は不要です。

○C票問9で死亡事例に「該当」とした件数と、本問への回答件数が異なる場合、本問上部にその旨が表示されます。その場合、C票との整合性を確認してください。

※事例発生以前の対応がなくC票に回答していない事例であっても、警察発表や報道等で虐待等による死亡事例の発生を市町村として把握した場合はE票への回答が必要になりますので、漏れのないよう報告してください。

## 【問2】 死亡事例発生年月日等(※質問内容変更)

○「1) 死亡事例発生年月日」及び「2) 死亡事例を把握した年月日」は、「2022/04/01」「R4/4/1」(いずれも半角英数字)等の日付入力形式でのみ入力できます。

○「1) 死亡事例発生年月日」は当該事例が発生した年月日を、「2) 死亡事例を把握した年月日」は当該事例が発生したことを市町村の担当部署が把握した年月日を、それぞれ回答してください。

○「3) 事例を把握した方法」では、事例発生年月日から時系列で回答してください。

○「4) 高齢者虐待防止法に基づく対応」では、当該事例に対する虐待対応の状況を選択してください。

| 問1 C票との関連    |                           | 問2          |                             |                                                   |                                          |                             |
|--------------|---------------------------|-------------|-----------------------------|---------------------------------------------------|------------------------------------------|-----------------------------|
| 1)C票記載事例への該当 | 2)整理番号<br>※番号はC票の末尾にあります。 | 1)死亡事例発生年月日 | 2)死亡事例を把握した年月日<br>(調査対象年度内) | 3)事例を把握した方法<br>(※警察からの情報提供があった等できるだけ具体的に記入してください) | 4)高齢者虐待防止法に基づく対応                         | その他<br>※その他の場合、<br>具体的内容を記入 |
| 非該当          |                           | 2023/7/20   | 2023/7/21                   | 警察から市の別部署に連絡後、共有                                  | 1)致死原因発生後・死亡後の対応                         |                             |
| 該当           | 5                         | 2024/1/8    | 2024/1/8                    | 地域包括支援センター(委託)から市担当課へ連絡                           | 2)通報等があったが事実確認に至らないまま死亡(虐待と判断しなかった場合を含む) |                             |

C票に記載のある事例の場合、C票末尾にある整理番号を転記します。

以前に虐待対応を行っておらず、報道等で事件を把握した場合は、「1)致死原因発生後・死亡後の対応」としてください。

## 【問3】 死亡原因

○死亡原因について、令和4年度実施調査時に、選択肢に「5) 心中未遂(養護者生存、被養護者死亡)」を追加しました。なお、養護者のみの死亡は調査対象に該当しません。

令和4年度実施調査時に選択肢を追加。  
「心中未遂(養護者生存、被養護者死亡)」

| 問3<br>死亡原因               |                             |
|--------------------------|-----------------------------|
|                          | その他<br>※その他の場合、<br>具体的内容を記入 |
| 1)養護者による被養護者の殺人(心中未遂を除く) |                             |
| 3)養護者のネグレクトによる被養護者の致死    |                             |

## ■ 問4～問7

## 【問4】 養護者と被養護者の同居・別居

## 【問5】 家族形態

## 【問6】 養護者の状況

## 【問7】 被養護者の状況

○問4～問7の多くはC票にある項目と同様です。C票を参考にそれぞれの質問に回答します。

○「その他」、「不明」等を選択した場合、『「その他」の具体的内容』、「不明の理由」を回答します。

○「問6 養護者の状況」の「2) 年齢」は、60歳未満は10歳刻み、60歳以上は5歳刻みとなります。該当する選択肢を回答してください。

○「問6 養護者の状況」の「4) 他の養護者の有無」において、「有」を選択した場合、右欄に人数を回答してください。人数が不明の場合は「不明」と入力してください。

## ■ 問8～問9

## 【問8】 事例前の行政サービス等の利用

○「1) 介護保険サービスの利用」については、事例発生(死亡)時点でのサービス利用状況について選択肢から回答してください。また、サービスを受けているもしくは受けていた場合、その内容を入力して

ください。なお、ショートステイ等の利用時期が限られるサービスについては、事例発生時点で利用していなくとも、過去利用実績があり、必要に応じて利用する体制にある場合は「介護サービスを受けている」としてください。

○「4) 行政機関の対応」については、以下の①②について回答できる範囲で具体的に回答してください。

- ①事例発生以前の虐待（疑い）情報その他支援を必要とすると思われる情報の取得の有無と内容・時期
- ②事前に情報を得ていた場合の確認・対応状況や情報の内容（主体、経過等を時系列で回答してください）

[回答例]・事例発生の約1ヶ月前に、介護負担が重いという主訴で虐待者より市担当課に相談があった。既に介護サービスを使用していたため、ケアマネジャーと連携してサービス調整をはかるとともに、介護者教室等の紹介を行ったが、虐待の兆候までは感じられなかった。

・事例発生の約1週間前に、別居している被虐待者の娘から、市直営の地域包括支援センターに対して、「このままでは虐待に至るのではないか。」という相談があった。被虐待者の情報収集や庁内関係部署との調整を行い、訪問調査を企画している最中に死亡に至った。

## 【問9】 立入調査の実施の有無

○ここでの「立入調査」とは、法第11条に基づくものを指します。

○第11条に基づく立入調査を行った場合は、事例発生年月日から何日（週・月）前の調査であったのか、調査時期をご回答ください。また、立入調査の内容や状況、その後の事実認定内容を含めた対応経過についてもご回答ください。

○立入調査を行っていない場合、その理由をご回答ください。また立入調査以外の、訪問調査等の方法によって事実確認を行っていたのであれば、その内容や状況、その後の事実認定内容を含めた対応経過についてもご回答ください。

## ■ 問10～問11

### 【問10】 事例の概要・原因

○事例の概要・原因に関して、以下の①～⑤について回答できる範囲で具体的に回答してください。

- ①加害の動機・原因
- ②加害者（養護者）、被害者（被養護者）の心身の状態
- ③当該家庭の経済状況や家庭環境、生活実態（地域生活を含む）
- ④虐待の具体的な内容と経過（時系列でご回答ください）
- ⑤その他原因や概要の説明に必要な情報

### 【問11】 事例の課題として認識していること

○事例発生前後の対応に関する具体的な課題について、具体的にご回答ください。

○過去の調査において、問10に回答すべき内容が、本問で回答されるケースが散見されました。事例の概要や原因を説明する情報については、問10にご回答ください。

## ■ 問12～問15

### 【問12】事例の事後検証等について

○当該事例について事後検証を行ったかどうか（行った場合の実施方法、未実施の場合の今後の予定等を含む）について、選択肢に合致するものを回答してください。

○回答選択肢「07) その他の方法で実施した」を選択した場合は、附1に具体的な方法をご記入ください。

○回答選択肢「08) 実施していないが今後実施する予定」または「09) 実施しておらず今後も予定していない」を選択した場合は、附2で未実施理由をご記入ください。

## 【問13】事後検証した内容について

○問12で事後検証を実施した（＝問12の回答選択肢01～07を選択）場合にご回答ください。

○「1）検証した事項」では、a)～n)の項目に関して検証の有無をご回答ください。検討中の場合は「o)現在検討中」を「有」にして他の項目を「無」としてください。また、その他項目について検証している場合は「p)その他」記載欄に具体的にご記入ください。

○「2）検討結果の記録」では、a)～d)の項目に関して事後検証による整理の有無をご回答ください。

○「3）検証結果の共有」では、検証結果の公表や共有の有無（予定を含む）についてご回答ください。

## 問13\_1)検証した事項

| 問13 事後検証した内容について ※事後検証作業を実施した場合＝問12で1)～7)を選択した場合 |        |                  |                  |               |              |              |              |                    |                      |        |              |             |              |         |                     |
|--------------------------------------------------|--------|------------------|------------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------------|----------------------|--------|--------------|-------------|--------------|---------|---------------------|
| 1)検証した事項(複数選択式)                                  |        |                  |                  |               |              |              |              |                    |                      |        |              |             |              |         |                     |
| a)事例発生までの経過                                      | b)発生要因 | c)支援・介入・対応の内容・方法 | d)義議者支援・対応の内容・方法 | e)緊急性の判断・対応方法 | f)分離保護の判断・実施 | g)立入調査の判断・実施 | h)成年後見制度等の活用 | i)関係者の事前の危機認識・予兆察知 | j)虐待の有無や虐待対応とすべきかの判断 | k)対応体制 | l)情報共有の基準や方法 | m)関係機関の連携方法 | n)関係者への研修や啓発 | o)現在検討中 | p)その他<br>その他の内容(記入) |
| 有                                                | 有      | 無                | 無                | 無             | 無            | 無            | 無            | 有                  | 有                    | 有      | 無            | 無           | 無            | 無       | 無                   |

## 問13\_2)検討結果の記録

| 2)検討結果の記録(複数選択式) |                 |                           |              |            |
|------------------|-----------------|---------------------------|--------------|------------|
| a)検証結果の報告書       | b)検証内容の記録(議事録等) | c)検証に使用した情報集約したもの(ケース記録等) | d)その他の記録・資料等 | その他の内容(記入) |
| 有                | 有               | 無                         | 有            | 報道資料       |

## 問13\_3)検証結果の共有

| 3)検証結果の共有(複数選択式)                             |                                                       |                              |                         |                     |
|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------|------------------------------|-------------------------|---------------------|
| a)報告書等を一般に公開した(予定を含む。また結果の一部や加工した情報とした場合を含む) | b)虐待対応全般に関係する機関(者)に周知した(予定を含む。また結果の一部や加工した情報とした場合を含む) | c)検証に関与した機関(者)のみで共有した(予定を含む) | d)公開・共有等には行っていない(予定がない) | e)その他<br>その他の内容(記入) |
| 無                                            | 有                                                     | 有                            | 無                       | 無                   |

## 【問14】再発防止の取組

○当該事例を受け、再発防止策への取組の有無、取り組んだ（予定を含む）内容についてご回答ください。

## 【問15】内容公表の可否

○当該事例の公表の可否を選択してください。公表可能としたものについては、調査結果の公表時に、報道機関等より具体例を求められた場合、対応に使用する予定です。

| 問14 1)再発防止策実施の有無                    |                        |            |               |                              |                                  |                                |                              |                    |                  |       |            | 問15     |          |
|-------------------------------------|------------------------|------------|---------------|------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|------------------------------|--------------------|------------------|-------|------------|---------|----------|
| 2) 1)で「実施した」と回答した場合の再発防止策の内容(複数回答可) |                        |            |               |                              |                                  |                                |                              |                    |                  |       |            | 内容公表の可否 | 内容公表の可否  |
| a)虐待防止に関する広報・啓発活動の実施                | b)関係機関・事業所を対象とした研修会の開催 | c)マニュアルの改定 | d)手続きの修正・明確化等 | e)「早期発見・見守りネットワーク」の構築または体制強化 | f)「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」の構築または体制強化 | g)「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築または体制強化 | h)庁内関係部署との連携の強化(生活困窮、障害、DV、) | i)関係機関(庁外機関)との連携強化 | j)虐待対応担当部署の体制見直し | k)その他 | その他の内容(記入) |         |          |
| 1)実施した                              | 有                      | 有          | 無             | 無                            | 有                                | 有                              | 無                            | 無                  | 有                | 無     | 無          |         | 事業内容の公表可 |

再発防止の取組として実施の有無を回答してください。

記載事例公表の可否を選択してください。

## 【E票】のエラーチェック

○E票の最後尾に全体のエラーの有無を示す項目があります。

○「エラーが残っています」と表示された場合、戻ってエラーの箇所を確認してください。

|                                     |
|-------------------------------------|
| 問1～問15<br>エラーチェック<br>いずれかにエラーがあります。 |
| エラーが残っています                          |

## FAQ(よくある質問)

ここでは、B票（附B票）、C票、E票への回答にあたって、回答に迷いやすい事項について説明しています。必要に応じて確認してください。

### 【全般】

| Q                                                                   | A                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| ○法が示す「通報」「届出」以外に「相談」についても計上するのはなぜか。                                 | ●高齢者や虐待者への相談対応等が虐待発見の端緒となる場合が考えられるためであり、各調査票の記入要領を確認し必要な事例を計上されたい。 |
| ○住民票所在地と本人所在の自治体に通報があり、それぞれの自治体が事実確認まで一緒に行った場合、両方の自治体が通報件数の記入を行うのか。 | ●本人所在の自治体が、対応を行って行くので、所在地の自治体が回答する。他の自治体は回答不要。                     |

### 【B票・附B票関連】

| Q                                                                                                       | A                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○匿名の当該施設職員からの通報は、「不明（匿名を含む）」に分類されるか。                                                                    | ●当該施設等の従事者であることがわかれば、「当該施設・事業所職員」に分類する。「匿名」とは、本調査では氏名を明かさないことではなく、職種や被虐待者との関係を明かさないことを指す。            |
| ○禁止規定がない養介護施設・事業所における身体拘束はどのように取り扱えばよいか。                                                                | ●禁止規定が明示されていない施設・事業所においても、同様に取り扱う（過去の判例、障害者虐待防止法の解釈等による）。                                            |
| ○医療機関従事者は「養介護施設従事者等」に該当するのか。                                                                            | ●該当しない。かつ「養護者」にも該当しない。ただし、医療法上の対応が必要なため、都道府県等の担当部署へ連絡のこと。                                            |
| ○養介護施設・事業所が自主事業として行っているサービスの提供中の虐待は、養介護施設従事者等による高齢者虐待に含まれるのか。                                           | ●養介護施設従事者等による高齢者虐待に該当する。                                                                             |
| ○特定施設や有料老人ホーム等に該当しない高齢者向け住宅（サ高住等）の管理者や職員が入居者に虐待を行った場合、養介護施設従事者等による高齢者虐待に該当するか。                          | ●養介護施設従事者等による高齢者虐待に該当しない。「養護者」に該当するためC票に回答。                                                          |
| ○運営指導（実地指導）中に高齢者虐待が疑われ、監査に切り替えて虐待を発見した場合のように、相談・通報等に基づく事実確認調査以外の手段で行政職員等が「発見」した場合、相談・通報者はどのように回答すればよいか。 | ●「その他」とし、具体的な内容を必ず記入する。                                                                              |
| ○「65歳未満の障害者」のうち、本法の対象となるのは、入所施設利用者に限られるか。                                                               | ●入所施設に限らず、法が示す養介護施設・事業所の範囲であれば、その施設の入所者・事業の利用者であって65歳未満の障害者は対象となる。                                   |
| ○身体拘束は虐待の類型上は何に該当するか。                                                                                   | ●当該の身体拘束行為の様態によって判断する。                                                                               |
| ○回答可能な項目はすべて入力したが、エラー表示が出ている（B票）。                                                                       | ●問5以降の質問等、都道府県で回答すべき、あるいは市町村で回答不可能な項目に対するエラー表示である場合は、表示をそのままにして都道府県へ提出してよい。なおその際、提出時にその旨都道府県へ伝達されたい。 |

## 【C票・E票関連】

| Q                                                                                                       | A                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○通報では同一世帯に複数の被虐待者がいると思われたが、調査の結果、虐待と判断された事例は1人であった。その場合は、同一家庭における複数の被虐待者の存在の選択肢は、「複数被虐待者がいるうちの1人目」になるか。 | ●被虐待者は複数ではないので、「単独、又は虐待ではない/判断に至らなかった事例」を選択する。                                                                             |
| ○相談・通報者で「被虐待者本人」の人数を選択するようになっているのはなぜか。本人が何度も訴えた場合を想定しているのか。                                             | ●被虐待高齢者が複数いる、同一の家庭で一体的に発生していると考えられる虐待事例で、複数の被虐待者本人が届け出る可能性を想定している。なお、同一人物から同一事例に対し何度通報等があっても「1人」とカウントする。                   |
| ○当該高齢者の日常生活を世話している、同居していない友人、近隣住民等は「養護者」に含まれるか。                                                         | ●含まれる。                                                                                                                     |
| ○自治体で高齢者虐待に準じた対応を行うこととしているが、65歳未満の被虐待者は計上してはいけないのか。                                                     | ●対応は必要であるが、全国一律の基準で法に基づく対応状況を把握するため、本調査においては対象外とする。                                                                        |
| ○自治体で高齢者虐待に準じた対応を行うこととしているが、セルフ・ネグレクト状態の事例については計上してはいけないのか。                                             | ●同上。                                                                                                                       |
| ○虐待の疑いがあるとの通報があったが、虐待であるか否かの判断を行っていない状態で、かつ虐待担当部署が高齢者・養護者の支援対応を行っているケースの対応状況は回答すべきか。                    | ●問5以降の質問項目には回答できないケースであるが、虐待の疑いありとして通報等を受理し、事実確認を行ったのであれば、そこまでの経過（問4まで）は回答する。                                              |
| ○続柄において、義理の兄弟姉妹は「兄弟姉妹」に入るか。                                                                             | ●入る。                                                                                                                       |
| ○続柄において、養子は「息子」や「娘」に含まれるか。                                                                              | ●含まれる。                                                                                                                     |
| ○続柄において、実子の配偶者であったが死別・離別している場合は「子の配偶者」としてよいのか。                                                          | ●続柄を「その他」とし、記述回答欄にその旨記入されたい。                                                                                               |
| ○通報や相談を受け付けてはいないが、行政職員・地域包括支援センター職員が当該家庭を訪問した際に「発見」した場合、相談・通報者はどのように取り扱えばよいのか。                          | ●行政職員（直営の地域包括職員を含む）の場合は「当該市町村行政職員」、委託先の地域包括職員の場合は「その他」として内容を記述回答。                                                          |
| ○「同居・別居」について、虐待者もしくは被虐待者が複数いる場合、「虐待者とのみ同居」に該当するか、それとも「虐待者及び他家族と同居」になるのか。                                | ●「虐待者及び他家族と同居」とする。                                                                                                         |
| ○回答可能な項目はすべて入力したが、エラー表示が出ている（C票）。                                                                       | ●虐待と判断されていない事例について、その後の対応状況に関する質問（問9を除く問5以降）に回答していないか確認。<br>●その他、質問ごとのエラー表示の有無及び内容を確認。                                     |
| ○はじめの「要確認事項」で「複数被虐待者がいるうち2人目以降」とした行について、その後の質問に回答すると、エラーが表示される（C票）。                                     | ●問1～問4に回答していないか確認（「複数被虐待者がいるうち2人目以降」は回答不要）。<br>●複数被虐待者と思われた高齢者がいる場合でも、虐待と判断されなかった場合は、1行にまとめて回答する（2人目以降についての回答は問1～問4を含め不要）。 |

以下の操作を行う場合以外は、「シートの保護」を解除しないでください。また、操作終了後は「シートの保護」を行い、「シートの保護」を解除した状態ででの入力はいしないでください。（不正入力が防げなくなります）

## 回答行を追加・削除したいとき

本調査の調査票では、初期状態で B 票・C 票は 100 行、E 票は 10 行の回答行が用意されています。

ここでは、各票において、回答すべき事例が多く回答行が不足したときなどに、各票の最終行、もしくは途中行に、新たに回答するための行を追加する方法について説明します。行の追加は、はじめに設定されている行数と合わせて、B 票で 1,000 行、C 票で 30,000 行、E 票で 100 行まで可能です。

また、不要な回答データを行ごと削除したい場合の方法も説明しています。

なお、「附 B 票」は新たな行を挿入すると異常なエラー表示等が発生する可能性があるため、附 B 票では新たな行を追加せず、必要な場合は当課までご連絡ください。

### ■ 最終行に回答行を追加する

#### ① 「シート保護」を解除します。

リボン（メニューバー）の「校閲」タブから「シート保護の解除」をクリックしてください。



※シート保護を解除すると、これまでセルの選択ができなかった箇所が選択できるようになります。これらの箇所には関数や計算式が入っており、エラーチェックや集計時の計算を行っています。誤って変更しないようにしてください。

#### ② 行を追加したい調査票の回答行のうち、何も回答(入力)していない任意の行にある左端の行数欄で「右クリック」して、「コピー」を選びます。

「コピー」を選択

行数欄を右クリック

空白の行をコピーします

- ③ ②と同様に空白の行の左端の行数欄で「右クリック」し「コピーしたセルの挿入」をします。例えば、5 行分追加する時には 5 行分セルを選択し、「コピーしたセルの挿入」をします。このとき、「貼り付け」ではないことに注意してください。

※「貼り付け」を行ってしまうと、異常なエラー表示等が発生する可能性があります。

行数欄を右クリック  
5 行追加したい場合には  
5 行分選択します



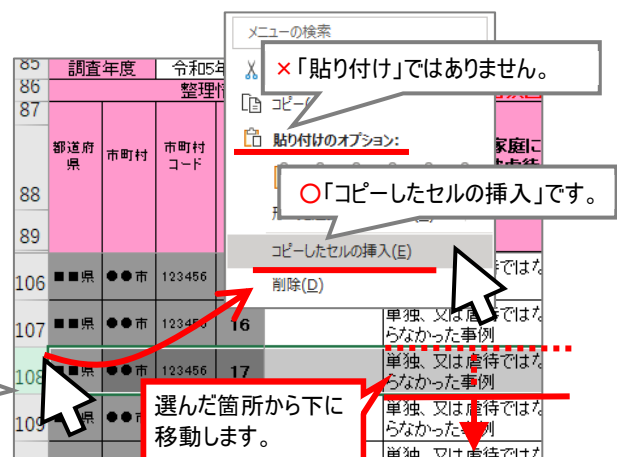
- ④ 新たな行の追加ができれば、①と同様の手順で「シート保護」をします。

## ■ すでに入力したデータの途中に回答行を追加する

- ① 「シート保護」を解除します。  
② 行を追加したい調査票の回答行のうち、何も回答(入力)していない任意の空白の行にある左端の行数欄で「右クリック」して、「コピー」を選びます。(ここまで「最終行に回答行を追加する」と同じ)  
③ 挿入したい場所のすぐ下の行(ここに行が入ります)で、②と同様に左端の行数欄を「右クリック」して、「コピーしたセルを挿入」を選びます。このとき、「貼り付け」ではないことに注意してください。

※「貼り付け」を行ってしまうと、異常なエラー表示等が発生する可能性があります。

挿入したい箇所の、  
すぐ下の行数欄を  
右クリック



- ④ 新たに行が追加されます。空白の行にも整理番号は新しく付番されます。  
⑤ 新たな行の追加ができれば、「シート保護」をします。(「最終行に回答行を追加する」の手順④と同じ)

## ■ 特定の回答データを行ごとに削除する

- ① 「シート保護」を解除します。(シート保護については、「最終行に回答行を追加する」と同じ)  
② 削除したい行で、左端の行数欄を「右クリック」して、「削除」を選びます。  
③ 削除されたことを確認し、「シート保護」をします。